

令和4年度

水管理・国土保全局関係
予算概要

令和4年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

『令和4年度 水管理・国土保全局関係予算概要』は、こちらのQRコードからのご確認いただけます。



目次

- 令和4年度予算の概要 ……P.1
- 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容
 - 1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 ……P.5
 - 2. 国土強靱化に資するDXの推進 ……P.20
 - 3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 ……P.24
 - 4. カーボンニュートラルの推進 ……P.26
 - 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 ……P.27
 - 6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 ……P.28
 - 7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進 ……P.29
 - 8. 行政経費 ……P.30
 - 9. 独立行政法人水資源機構 ……P.31
- 参考資料 ……P.32

令和4年度予算の概要

基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靱化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ・ ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・ 国土強靱化に資するDXの推進
- ・ インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・ カーボンニュートラルの推進
- ・ 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,517	9,143	1.04
治山治水	8,654	8,458	1.02
治水	8,484	8,308	1.02
海岸	170	149	1.14
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下水道	614	437	1.41
災害復旧関係費	<527> 505	<519> 502	<1.01> 1.00
合 計	10,021	9,646	1.04

- 上記計数には、
 - デジタル庁一括計上分を含まない。
 - 個別補助化に伴う増分331億円を含む。
- <>書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円がある。)

○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
災害復旧関係費	41	74	0.55

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 8,903億円

うち 河川関係 7,349億円、砂防関係 1,384億円、
海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 614億円

・災害復旧関係費 505億円
<527億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費
の直轄代行分を含む

・行政経費 9億円

合計 10,031億円

○ 東日本大震災復興特別会計予算 (復興庁所管)

・復旧・復興関係費 41億円
(うち、復旧41億円)

主要課題

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 5,874億円
2. 国土強靱化に資するDXの推進 77億円
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 2,251億円
4. カーボンニュートラルの推進 52億円
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 90億円

(注)この他に工事諸費等がある。

参考：令和3年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

一般公共事業費 2,865億円、災害復旧関係費 2,688億円

・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2,482億円

・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、
管理等のデジタル化の推進 114億円

・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 239億円

・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 29億円

・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 2,688億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金547億円、防災・安全交付金3,733億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。
※上記以外に、デジタル庁一括計上分として61億円がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円、社会資本総合整備(復興)103億円がある。

新規事項

【予算制度】

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
 - ・水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) …… P.6
 - ・流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践 …… P.9
 - ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進 …… P.13
 - ・流域治水型災害復旧制度の創設 …… P.14
 - ・林野庁との連携による流域流木対策の推進 …… P.17
 - ・津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 …… P.18
 - ・治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 …… P.19
2. 国土強靱化に資するDXの推進 …… P.22
 - ・整備・管理DXの推進
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 …… P.25
 - ・インフラメンテナンス事業費補助の創設
4. カーボンニュートラルの推進 …… P.26
 - ・下水道事業における脱炭素化の推進
6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上 …… P.28
 - ・汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上
7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進 …… P.29

【新規税制】

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置 …… P.13
 - ・高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置 …… P.15

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- 戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用して、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施。
- 合わせて、水災害リスクを踏まえたまちづくりをはじめとした流域治水関連法による法的枠組みを活用した取組など、「流域治水」の本格的実践に必要な新規制度等を創設。
- また、気候変動による水災害リスクの増大に適応するため、将来にわたって必要な財源を安定的に確保していくための方策について、総合的な検討を行う。



気候変動のスピードに対応するため、近年の上流・支川・県管理河川における被害が顕著であることにも留意しつつ、流域全体の貯留機能の向上や重要区域の排水機能の強化、下流・本川・国管理河川の整備等、多様な対策の中から早期の安全度向上に資する対策を適切に組み合わせて優先的に実施する。

令和4年度新規制度等	
■ 水害リスク情報の充実	・・・ P. 6
■ 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践	・・・ P. 9
■ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進	・・・ P. 13
■ 流域治水型災害復旧制度の創設	・・・ P. 14
■ 高台まちづくり(高台・建物群)の推進	・・・ P. 15
■ 流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進	・・・ P. 16
■ 林野庁との連携による流域流木対策の推進	・・・ P. 17
■ 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携	・・・ P. 18
■ 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進	・・・ P. 19
■ 農林水産省との連携による水田貯留の推進	・・・ P. 36
■ 厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保	・・・ P. 37
■ 高潮災害等に対する備え・復旧の強化	・・・ P. 38

新規
事項

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1/2)

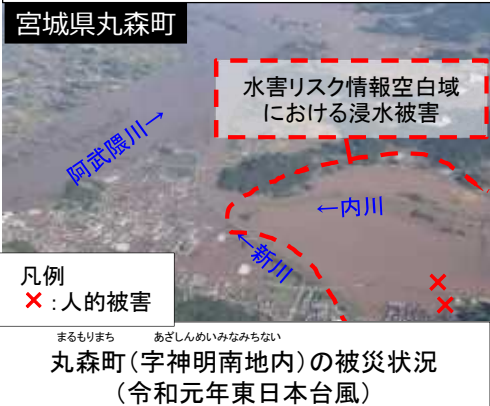
- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策を目的として整備された下水道のこと。

■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

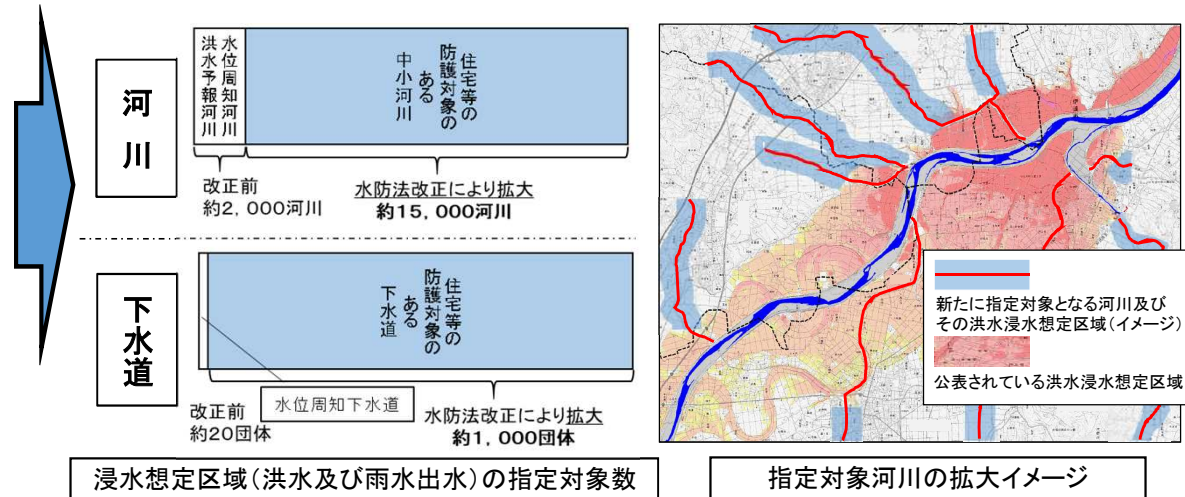
- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。

水害リスク情報の空白域における水害事例



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了*	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了*	浸水想定区域図作成後速やかに作成

新規
事項

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

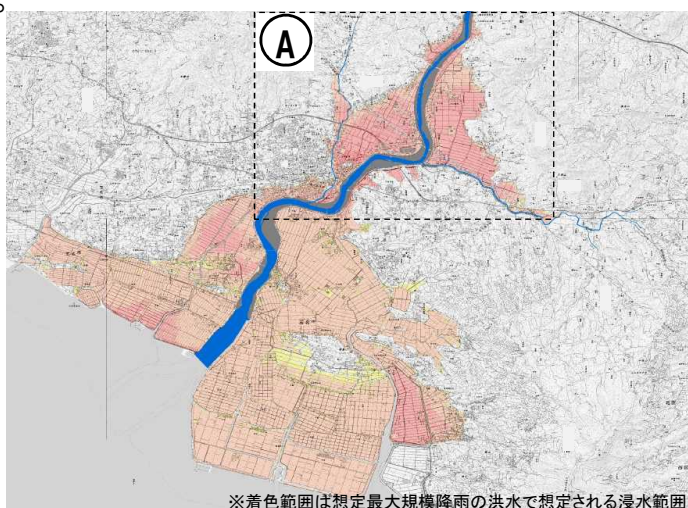
	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に限る。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、 <u>原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</u> ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。		○浸水想定区域図等の作成に加え、 <u>避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。</u> ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。 <small>※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</small>	

水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

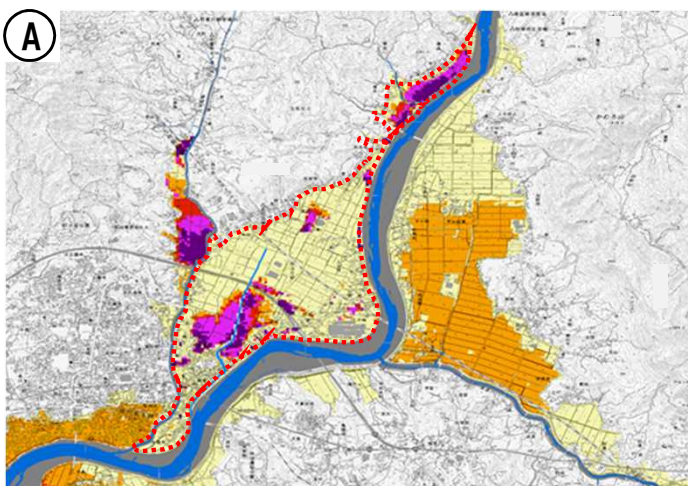
- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

○水害ハザードマップ



○水害リスクマップ※1



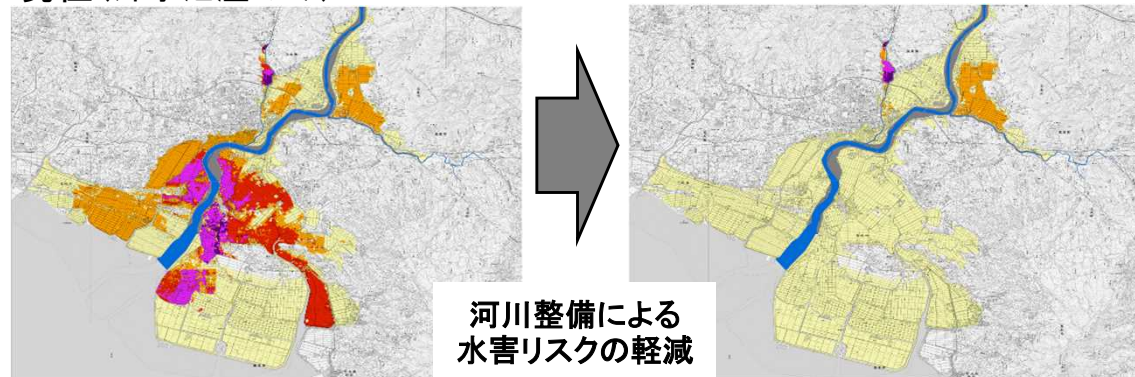
水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進
- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在(外水氾濫のみ)

整備後(外水氾濫のみ)



【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・ 全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

..... 内水氾濫浸水解析対象範囲

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1/4)

○ 特定都市河川流域において、法的枠組み※1・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発例) 西日本豪雨 (H30)、東日本台風 (R1) など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大※2し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、「流域治水」を本格的に実践

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の**整備の加速**

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進



など

特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

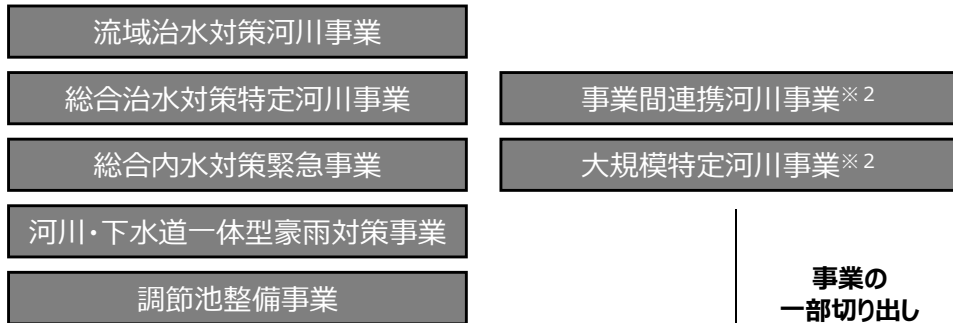
- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



個別補助事業
への移行

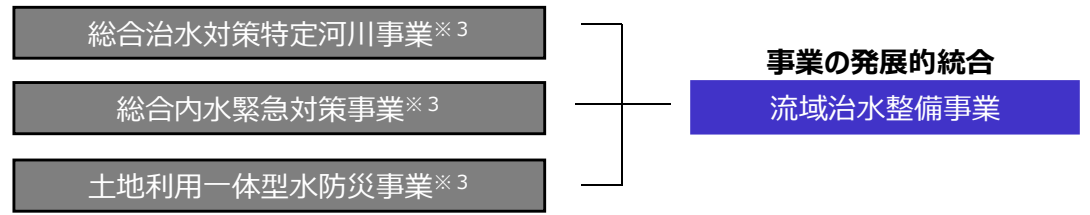
特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

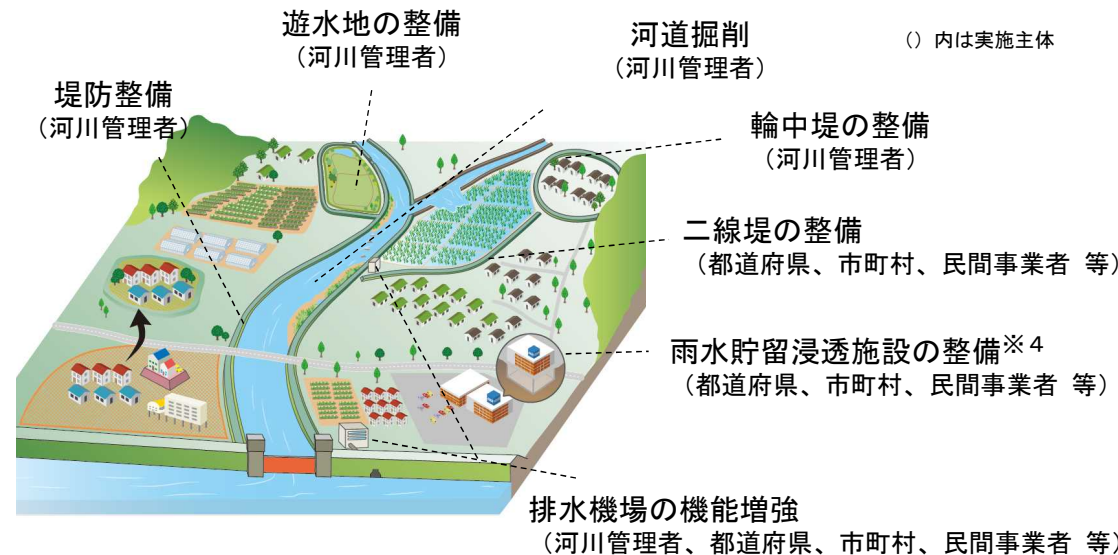
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
 ※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4 : 雨水貯留浸透施設の整備 (R3年度に制度拡充)
 実施主体 : 市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率 : 1/2
 その他支援 : 民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税
 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3/4)(大和川水系大和川の事例)

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

例) 特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等)

大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、「流域治水」を本格的に推進。

特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km²(流域内の市町村数 25)

大和川水系流域図



大和川流域総合治水対策の推進(S60~)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1~)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手 (H30.5~)
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



大和川流域総合治水対策協議会(R3.7.19開催)
流域自治体より特定都市河川の指定を要望

特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ~流域治水関連法の施行後、全国初の指定~

ハード整備の加速化

- 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化



— : 特定都市河川(国管理区間)
— : 特定都市河川(県管理区間)
— : 特定都市河川流域
□ : 行政界

流域における貯留・浸透機能の向上

- 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進
- ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

**公共・民間による対策への補助金、
税制優遇等の制度を活用**

**雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の高上げ(補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6~1/2に軽減**



水害リスクを踏まえた土地利用

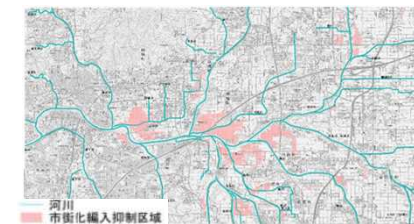
- 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する『市街化編入抑制区域』等を中心に区域の指定を検討

＜浸水被害防止区域の指定による規制の例＞

その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる

農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※

※R4.4.1改正都市計画法施行後



流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(4/4)(江の川の事例)

- 早期に住民の生命等を豪雨災害から守る観点に立ち、従来の堤防整備、家屋の嵩上げによる対策に加え、安全な地区・地域への移転(移住)等により、まちづくりにおける立地適正化計画と連携して「コンパクトで安全な地域拠点づくり」を推進。

例) 江の川流域における流域治水の本格的実践

国、県、市の職員から構成される「江の川流域治水推進室」を設置し、都市再生機構(UR)の技術的支援を受けながら、持続可能な江の川流域生活圏の実現を目指す。

河川整備にあわせて持続的なまちづくりを実施するため、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)【第1版】」(素案)を公表し、今後、地域の意見を反映したうえで計画を策定し、河川整備とまちづくりを一体的に推進。

まちづくりと一体となった河川整備 実施のながれ

沿川市町 都市計画マスタープラン 等

- 各市町を目指す将来像
- 将来像を実現するための取り組み
「地域連携」、「安心・安全」、「地域発展」など

立地適正化計画

連携

治水とまちづくり連携計画 (江の川中下流域マスタープラン)

- 沿川の災害リスク、人口・経済等の分析
- 将来イメージの策定(全体、地区別)
- 実施手順や事業手法の検討

地区別計画の立案

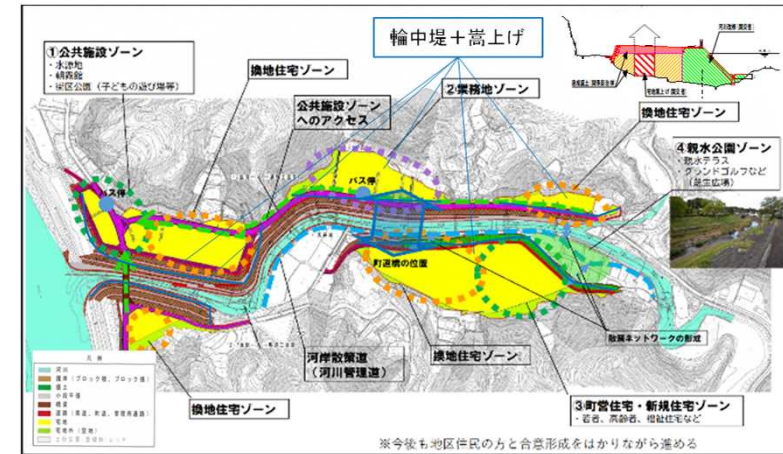
- 集落や自治会単位で意見交換会やアンケート調査を実施し、地区別計画を地域住民と行政機関が協働で策定

まちづくりと一体となった河川整備の実施

江の川流域(緊急対策特定区間)における治水とまちづくりの連携

【谷地区】

まちづくり事業と一体となった河川整備を実施し、あらたな空間と高齢者や若者が定住するまちを創出



※今後も地区住民の方と合意形成をはかりながら進める



【港地区】

リスクが高いエリアに居住する家屋を、高台に造成・移転し、集約することで持続可能な集落を創出

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・ 住まいづくりの推進

水災害の危険性の高い地域の**居住を避ける**

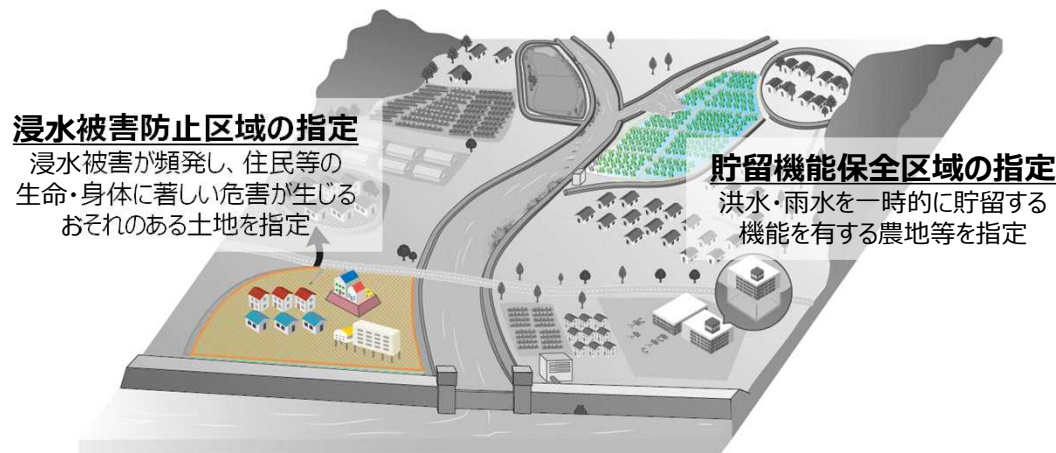
浸水被害防止区域における住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為の許可制の導入や、都市計画法上の原則開発禁止、高齢者福祉施設等の新規整備の抑制等により被害拡大を防止

水災害の危険性の高い地域に**居住する場合にも命を守る**

浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域に居住する方々の安全を守るため、宅地の嵩上げやピロティ化等の対策を推進

水災害の危険性の高い地域からの**移転を促す**

防災集団移転促進事業等により、浸水被害防止区域等の浸水リスクの高い区域からの移転を促し、被害拡大を防止



特定都市河川流域における土地利用

移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るため、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水対策改修等への助成を支援※3

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

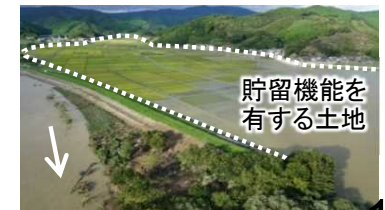
農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3※⇒1/2)

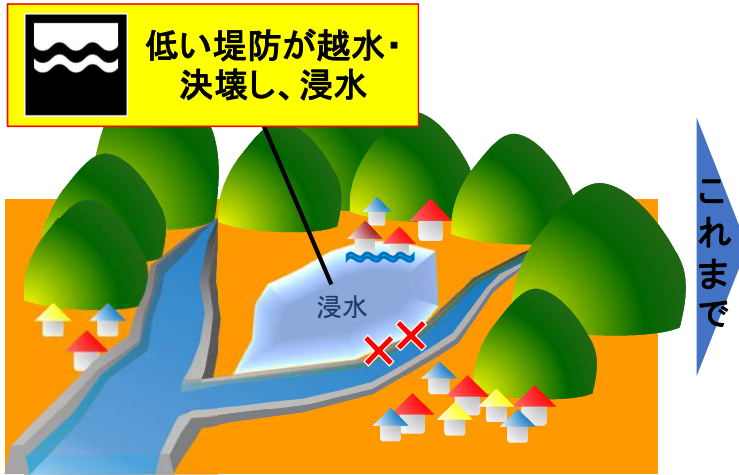
※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設



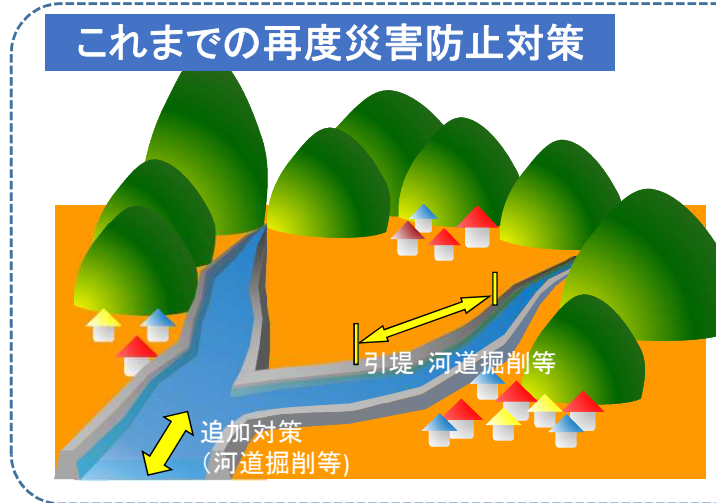
新規
事項

流域治水型災害復旧制度の創設

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方にに基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



新たな選択肢
を追加



被災水位に対応して
堤防の嵩上げ、引堤、河道掘削
により背後地全体の浸水を防ぐ
(災害復旧事業又は改良復旧事業で実施)



下流への負荷を考慮した追加対策
を実施 (追加の河川事業で実施)

拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。
- また、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

新たな再度災害防止対策 (流域治水型災害復旧制度)



輪中堤又は遊水地の整備により、
遊水機能を確保しつつ家屋浸水を
防御

下流における改修を待つことなく、
速やかに被災箇所再度災害防止
を実現

査定設計委託費補助：査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】

新規事項 高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例（固定資産税、不動産取得税）を2年間延長。

税制概要

高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法で事業を行う。そのため、事業実施に当たっては、一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減や事業手法への理解と合意形成の円滑化を図ることが必要。このことから、堤防整備後に従前権利者が取得する建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

【不動産取得税】

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前権利者が建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

【固定資産税】

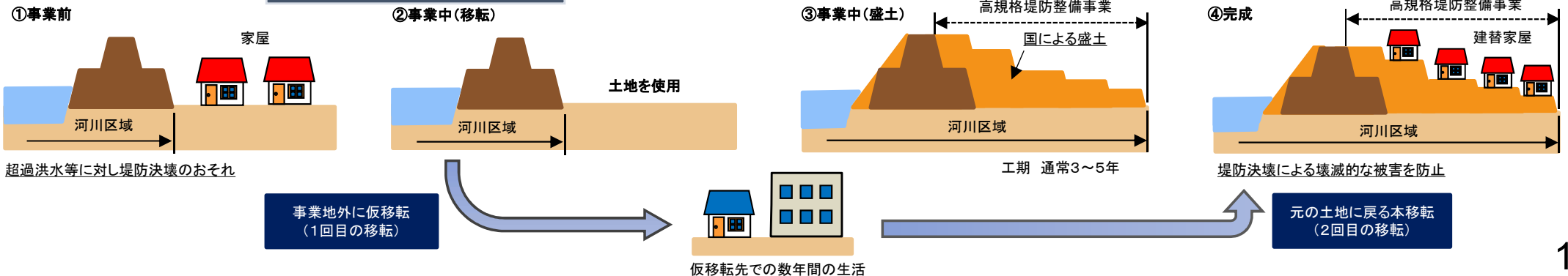
高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

期間

特例措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。



高規格堤防整備事業の流れ



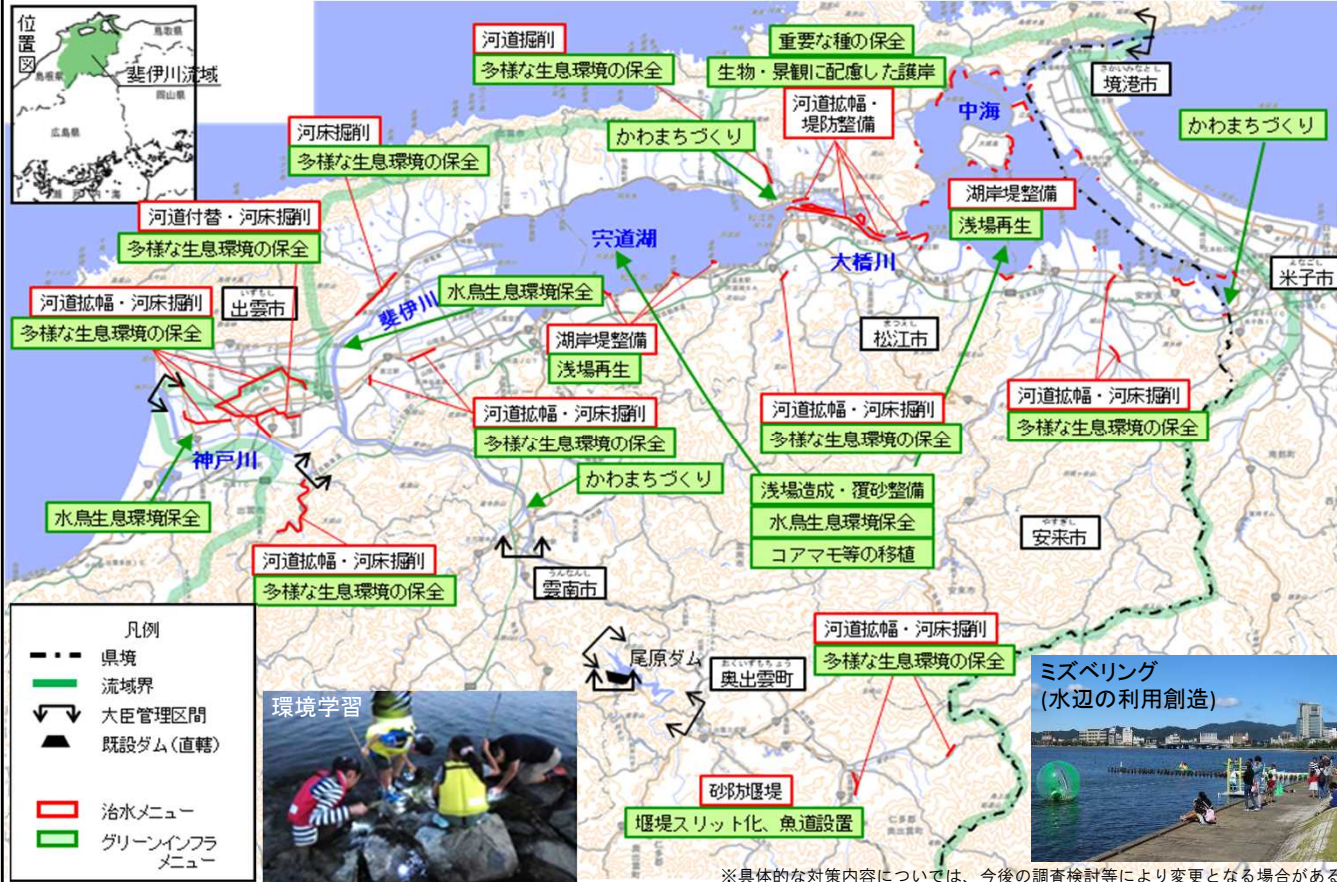
流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 [とりまとめイメージ]

- 流域治水プロジェクトに位置づけられた治水対策と合わせ、治水と環境の両立を図り、生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等を推進。
- そのため、環境保全・創出のための目標設定や、生態系ネットワーク、多自然川づくり等のハード・ソフト両面にわたるグリーンインフラの取組を反映した流域治水プロジェクトを全国109水系で改定。

【斐伊川水系流域治水プロジェクトイメージ】

◆目標： 国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信等の取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

加えて、斐伊川水系において、マガン、コハクチョウなどが安心して越冬できる里づくりを目指し、今後、概ね10年間で水鳥類のねぐらや採餌場環境の保全・創出を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進。



- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 (詳細省略)
- 被害対象を減少させるための対策 (詳細省略)
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 (詳細省略)

● 生物の多様な生息環境の保全・創出や地域特性と調和した景観形成 (P27参照)

- ・自然環境の保全・再生などの自然再生
- ・大型水鳥の生育環境保全等の生態系ネットワークの形成

水鳥の生息環境保全

マガンの生息環境保全

- ・大橋川の治水対策における多自然川づくり
 - > 良好な景観を保全・創出
 - 周辺景観を阻害しない水門
- > 生物の生息生育環境の保全・創出
- ヨシ原再生
- かわサシヨウガイ

地域と調和した護岸材活用

● 魅力ある水辺空間創出 (P27参照)

- ・かわまちづくり

水辺のにぎわい

親水護岸整備

● 自然環境が有する多様な機能の活用

- ・大型水鳥を観察するエコツアー
- ・ミズベリング協議会による水辺利用の創出
- ・小中学校などにおける河川環境学習
- ・景勝地等の景観の保全

水鳥観察エコツアー

※具体的な対策内容については、今後の調査検討等により変更となる場合がある。

新規
事項

林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

林野事業との連携

○林野庁と連携した流域流木対策

- ・ 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画

- ・ 流木発生ポテンシャル量
- ・ 治山対策等による流木発生抑制量
- ・ 砂防施設による必要捕捉量

林野庁の事業による流木の発生抑制を踏まえた砂防施設の最適な施設配置計画を策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

○対策例

【生産エリア: 林野庁】



適正な森林管理の実施

【流下・氾濫エリア: 国交省】



流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

大規模特定砂防等事業

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設を補助対象に追加。

適正な森林管理の実施

透過型砂防堰堤の設置

土砂や流木を効果的に捕捉する遊砂地等の設置

既存施設の多機能・高機能化

流木捕捉施設の設置

津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

○ 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、防災・安全交付金による支援の拡充等を通じて、津波防災地域づくりを加速化。

＜津波防災地域づくりの推進施策の例＞



警戒避難体制の整備等を目的とした津波災害警戒区域等の更なる促進のための制度拡充

(従来の津波・高潮危機管理対策緊急事業に関する交付対象事業の要件)
・ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができる

[津波・高潮危機管理対策緊急事業の制度拡充(令和4年度～)]

・津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、総事業費におけるソフト対策2割上限の対象外とする。

※1: 津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域
※2: 従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

津波被害リスクが高い自治体や、防災まちづくりとの連携等の更なる促進

併せて、大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保※等にも取り組んでいく。



※社会資本整備重点計画(令和3年5月)
77%(R元年度)→R7年度 85%

自動化・遠隔化した水門 18

○ 津波防災地域づくり支援チームでは、津波防災に関連する部局がチームとなりワンストップで相談・提案できる体制を構築しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html>



新規
事項

治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進

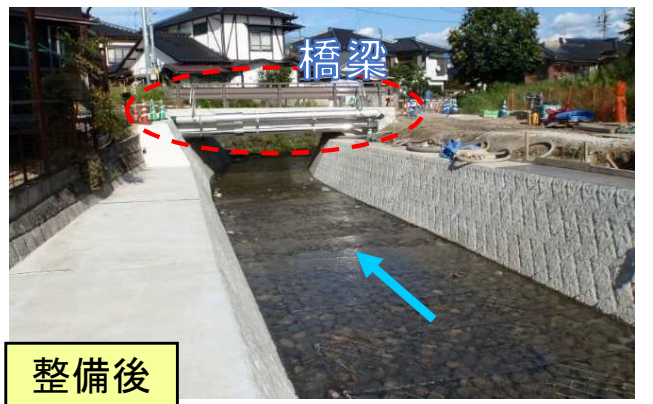
- 気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が予想される中で、治水計画上著しい河積阻害等の支障となっている橋梁等の構造物が設置されている箇所での被害の増加が懸念されている。
- こうした洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、個別補助事業として「特定構造物改築等事業」を創設。

構造物の影響により洪水の
安全な流下に支障をきたした事例



橋梁等の構造物の改築・撤去を促進するため、「特定構造物改築等事業」を創設し、治水安全度の早期向上を図る。

過去の橋梁
架替え事例



流域治水DXの推進 [住民の安全・安心につながるDX]

77億円

- 流域情報の収集・集積・伝達、予測の高度化を推進するため、水位計等の観測網を充実させるとともに、3Dハザードマップ等のリスクコミュニケーションに活用できるツールを拡充。
- また、流域全体の関係者間で河川やダム等の状況、今後の水位予測等の情報共有を図るなど、情報分野での流域治水の取組を加速し、円滑な災害対応を実現。

<平時>

<災害時>

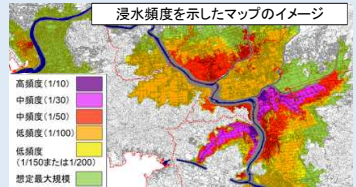


平時に加えて、災害時における
情報分野での流域治水の取組を加速

カメラや水位計等、観測網を充実させ、それらから得られる情報をフルに活用して流域全体の対策を向上させる。

[平時からのリスクコミュニケーション]

水害リスク情報のオープンデータ化の加速や充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン化に取組み、様々な場面でリスク情報に接する機会を設け、避難や住まいづくり等への活用を促進



従来のハザードマップのオープンデータ化を加速するとともに、新たに水害リスクマップ (P8参照) を提示

[分かりやすい防災情報の提供]

住民の実感が伴う分かりやすい防災情報の発信や、まちなかへの水害リスクを示した標識設置の促進等により、個人や地域の防災意識を向上させる



<ハザードマップの3D表示により、実感が伴うリスク情報を提供>

[デジタル技術による避難支援]

スマホ等のプッシュ通知機能や位置情報機能を活用し避難を支援するための情報コンテンツの充実

コンテンツの活用イメージ



スマホを活用したマイ・タイムラインの普及促進



<居場所に応じたリスク情報の活用>

[予測技術を活用した流域一体での洪水予測・ダム運用の高度化]

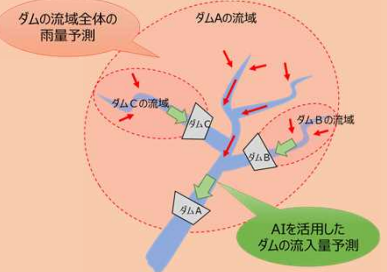
気象庁と連携して雨量予測技術等の開発を進め、流域一体での洪水予測やダム運用の高度化を推進(P21参照)

洪水予測の高度化

水系・流域が一体となった洪水予測や、3日程度先の水位予測による予測の高度化に取り組み、防災対応・避難を支援。

ダム運用の高度化

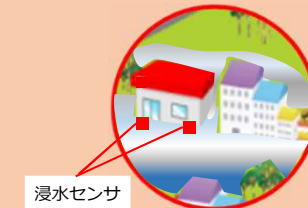
雨量・流入量予測 (AI) を活用したダム運用により、治水機能の強化及び水力発電を推進。



<雨量・流入量予測を活用したダム運用>

[センサによる浸水域のリアルタイム把握]

民間企業等と連携し、流域内の様々な施設に浸水センサを設置、情報を共有し、浸水域をリアルタイムに把握する



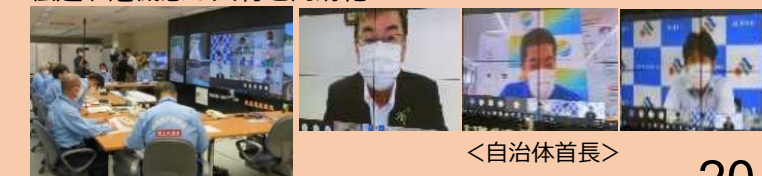
浸水センサ



<センサによる浸水域の把握イメージ>

[WEB会議による危機感の共有]

WEB会議ツールを活用し、流域市町村への河川・気象情報の伝達や危機感の共有を円滑化



<自治体首長>

< WEB会議による危機感の共有 >

雨量予測等を活用した河川の水位予測やダム運用の高度化の推進(気象庁との連携)

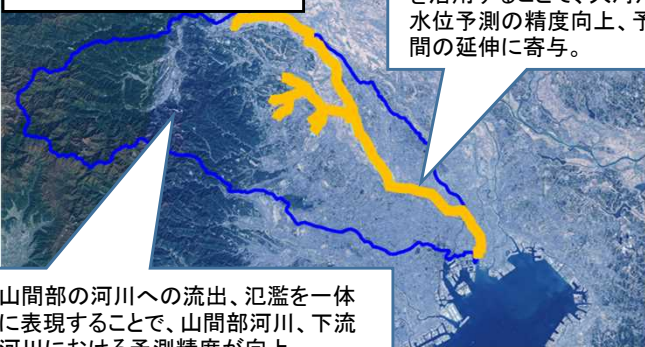
- 気象庁と連携して雨量予測技術の開発を進める等、洪水予測やダム流入量予測の精度を向上させ、河川・ダム管理の高度化を図る。
- 河川において、水系・流域が一体となった洪水予測や、3日程度先の水位予測による予測の高度化に取り組み、防災対応・避難を支援。
- ダムにおいて、予測を活用した柔軟なダム運用により治水機能の強化及び水力発電を推進。

洪水予測の高度化の推進

○水系・流域が一体となった洪水予測の実装

一級水系では国が都道府県と連携し、水系・流域が一体となった洪水予測を行うことで、**予測精度の向上**のほか、**新たに支川等の予測情報を提供**することで**防災対応や避難を支援**。

水系・流域が一体となった洪水予測のイメージ

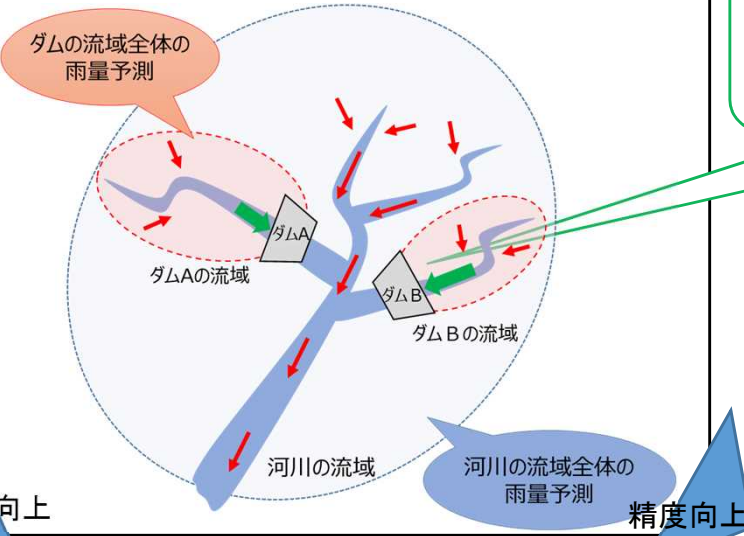


流域全体のあらゆる観測情報を活用することで、大河川の水位予測の精度向上、予測時間の延伸に寄与。

山間部の河川への流出、氾濫を一体に表現することで、山間部河川、下流河川における予測精度が向上。

雨量予測技術の開発(気象庁と連携)

河川管理者、ダム管理者向けの雨量予測を提供することにより、洪水予測の精度向上やダム運用の高度化に寄与



精度向上

精度向上

ダム運用の高度化の推進

<ダム流入量予測技術等の開発(AIの活用)>

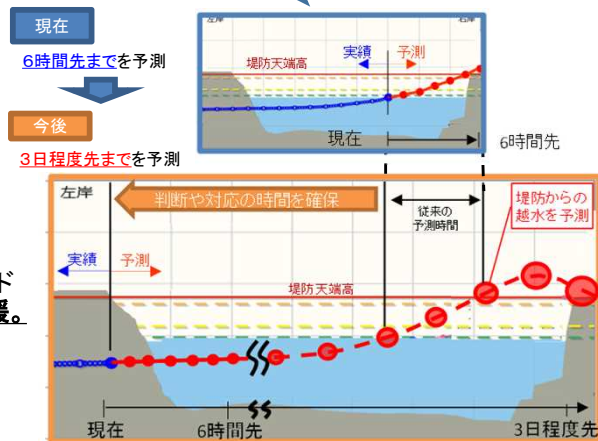
雨量予測の精度向上の取組と併せて、ダムの操作に必要なダムへの流入量を雨量予測結果からAIを活用して予測する取組を実施。

○予測技術を活用したダム運用による治水機能の強化及び水力発電の推進

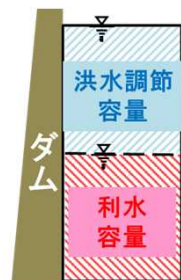
雨量・流入量予測の精度を向上することで、ダムの治水のための容量と利水(発電等)のための容量をより柔軟に運用することが可能となり、**事前放流の更なる強化**や**水力発電**を推進する。

○提供する水位予測情報の3日程度先までの長時間化

一級水系のうち主要な河川で、現在6時間先まで提供している水位予測を長時間化し、**3日程度先の水位予測情報の提供**に取り組むことで、**防災対応の準備のほか、特にリードタイムが必要となる広域避難等の判断を支援**。

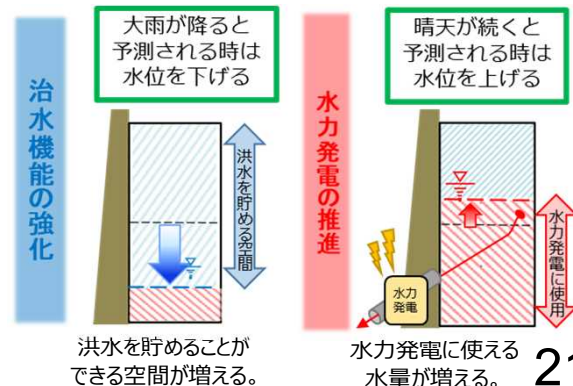


治水・利水容量を明確に区分・運用



雨量予測 + ダム流入量予測

予測を踏まえて柔軟に運用



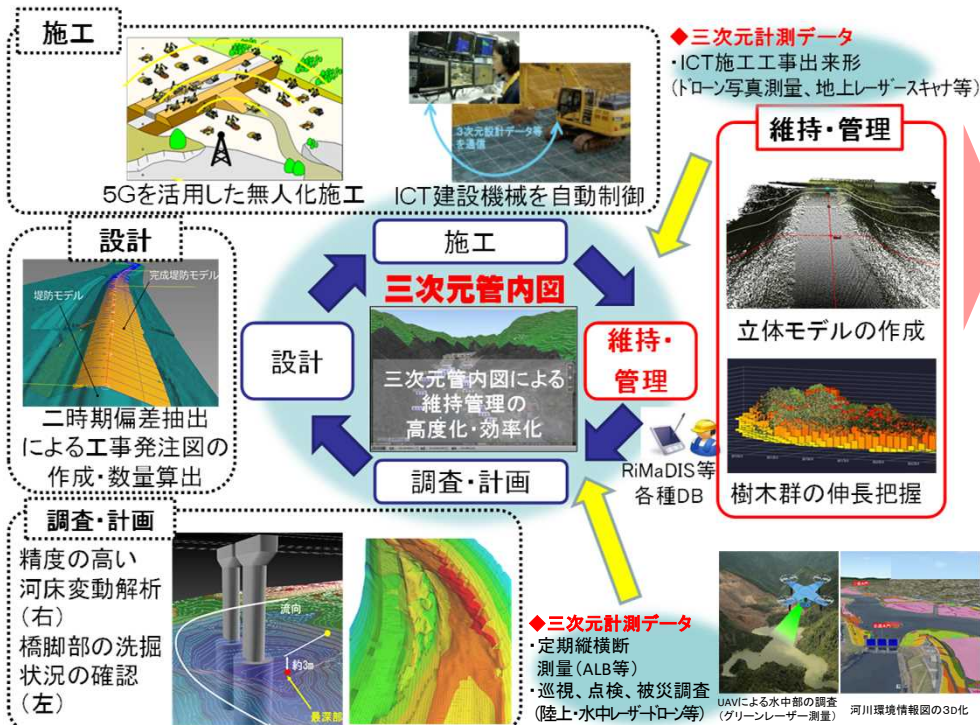
新規
事項

整備・管理DXの推進

[住民への行政サービスの向上と、持続可能なインフラ整備・管理につながるDX]

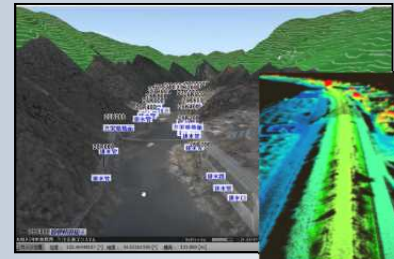
- 三次元点群データを活用した三次元河川管内図等により、河川等の「調査・計画」、「設計」、「施工」、「維持・管理」、「被災調査」の一連の業務を高度化・効率化・省力化し、人口減少下での持続可能なインフラ整備・管理を推進。
- また、河川利用者等に対するサービスの向上を目指した河川の利用等に関する手続きのオンライン化や、データのオープン化による他分野との連携等も推進。

新技術等を活用した河川等の整備・管理DX(高度化・効率化・省力化)



[持続可能なインフラ整備・管理への貢献]

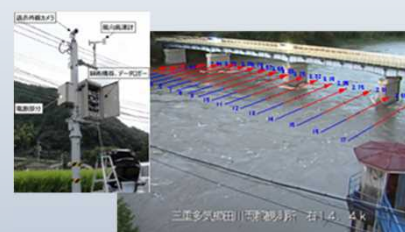
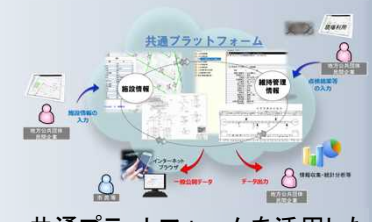
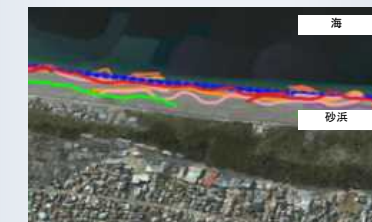
人口減少下においても、新技術等の活用により業務を高度化・効率化・省力化することで、持続可能なインフラ整備・管理につなげる。



[利用者サービスの向上]



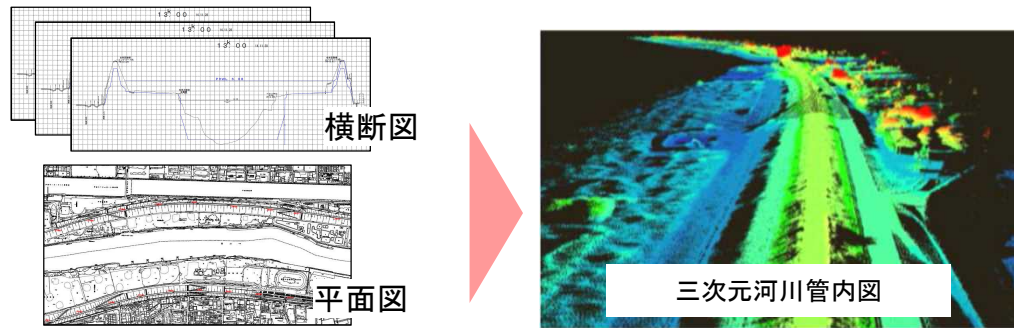
河川の利用等に関する手続きのオンライン化 (一部運用開始済み) 及び三次元地形データ等を活用した、手続き書類作成補助の検討



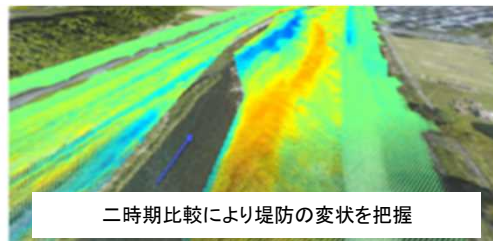
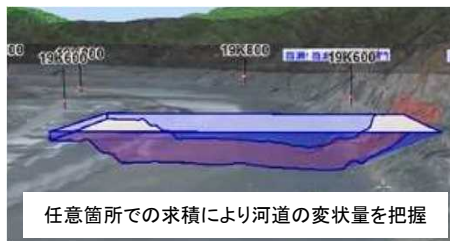
三次元河川管内図の推進・下水道情報デジタル化支援事業の創設

- 三次元点群データを活用した三次元河川管内図を整備することにより、河道・堤防の変状把握や任意箇所での横断面図の作成等、河川の維持管理業務の高度化・効率化・省力化を推進。
- 下水道管路に関する情報等をデジタル化するために必要な経費を支援することにより、その情報を一元管理・活用するための「共通プラットフォーム」等を活用し、下水道管路のマネジメントを高度化・効率化・省力化。

三次元データの活用による、河川維持管理等の高度化・効率化・省力化

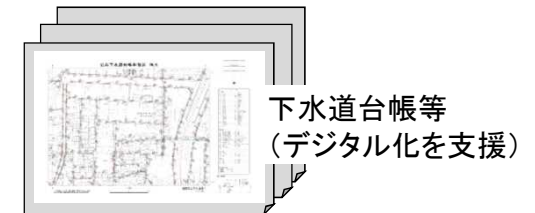


三次元点群データの活用



三次元点群データ活用イメージ

下水道管路に関する台帳情報のデジタル化を支援することにより、下水道管路のマネジメントを高度化・効率化・省力化



下水道管路に関する情報の活用



共通プラットフォーム(クラウドサービス)を活用した下水道管路マネジメントのイメージ

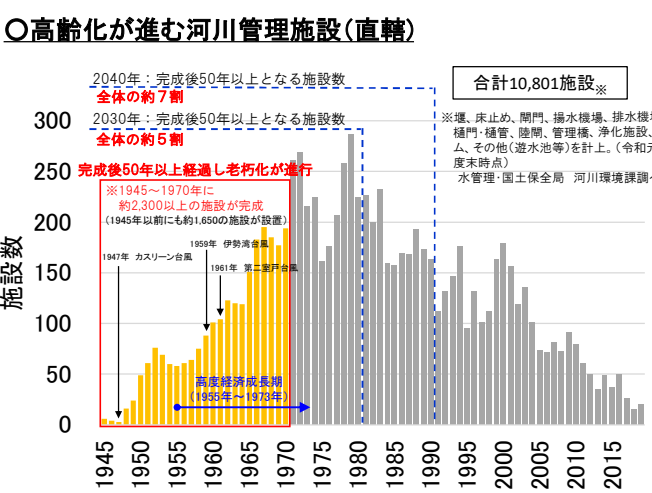
- ・ 公的機関の運用する共通プラットフォーム上で、データの保管と閲覧等の基本的な機能を提供
- ・ 下水道管路の情報を分析し施設マネジメントを高度化するとともに、浸水シミュレーションにも活用

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

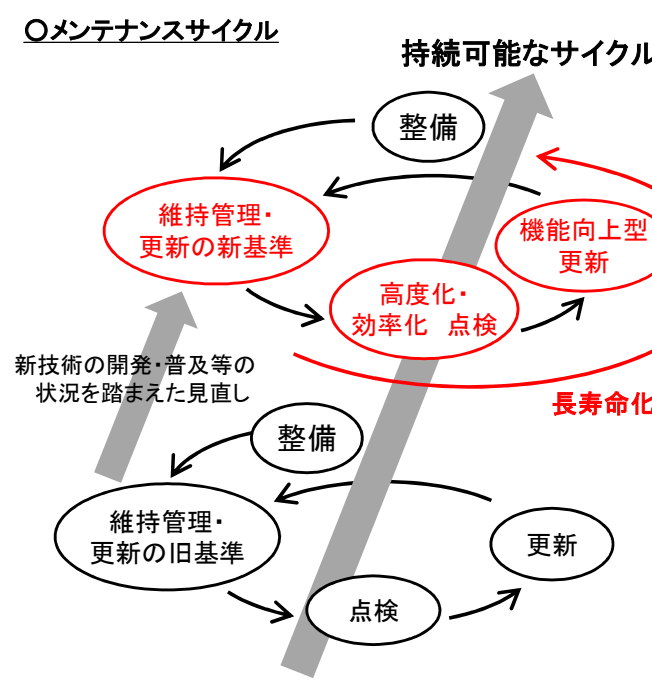
2,251億円

- 今後来る施設の大更新時代に備え、人員や予算が限られた中で、災害時も含めてインフラの機能を適切に発揮するためには、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を実施し、水系全体で持続可能なメンテナンスサイクルを確立する必要がある。
- そのためには、維持管理の高度化・効率化に資する基準類や長寿命化基本計画の内容の見直し、関係機関における会議等での新基準等の情報共有・課題対応の検討等を行い、高度化・効率化に資する管理技術の現場実装を図る。

今後来る大更新時代



持続可能なメンテナンスサイクルの確立



○機能向上型更新

樋門の無動力化 高耐久性材料による改築

鋼製スライドゲート → ステンレス製フラップゲート

砂防設備の水通し部を弾性板で被覆

マスプロダクツ型の排水機場

■ 冗長性の導入 一品・特注生産

ポンプ配置のイメージ 合計 10m³/s

5m³/s × 2台

小口化・規格化 合計 10m³/s +1

1m³/s × 10台 +1

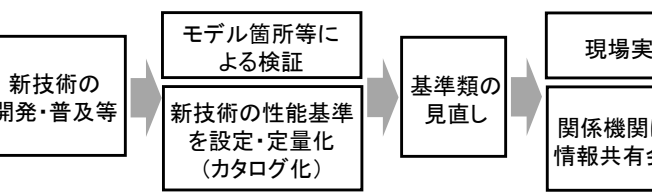
・余力なし → ・1台分の余裕を確保

■ 車両用エンジン(マスプロダクツ)の導入

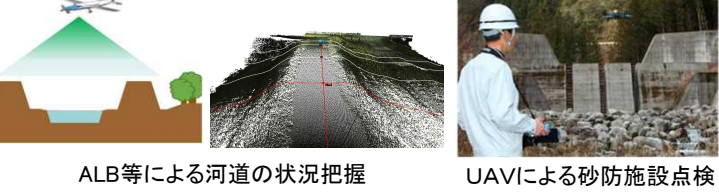
ポンプ駆動用エンジン(特注) → エンジンのマスプロダクツ化 → 車両用エンジン(量産品)

効果：故障時のリスク分散、メンテナンス性の向上、コスト縮減 等

○維持管理・更新に必要な基準類の見直し・現場実装



○高度化・効率化点検



インフラメンテナンス事業費補助の創設

- インフラ長寿命化計画において、予防保全によるLCC(ライフサイクルコスト)の縮減・平準化を図り、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進。
- インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、個別補助事業(メンテナンス事業)を創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。
- 個別補助事業(メンテナンス事業)として「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象とし、施設のLCC及びその縮減に関する具体的な方針、新技術の活用等による短期的な数値目標及びその効果を当該計画に記載することで、関係するインフラ施設全体において持続可能なメンテナンスサイクルの実現を図る。

■ 老朽化対策に係る個別補助事業（メンテナンス事業費補助）の創設

<概要>

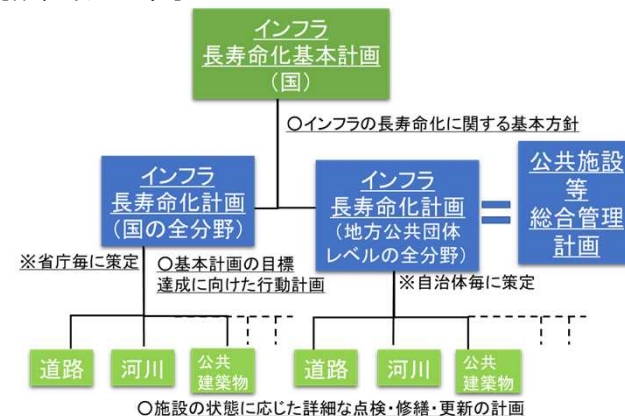
これまで防災・安全交付金等によって、地方公共団体が行う老朽化対策を支援してきたところであるが、個別補助制度による支援に一本化し、「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象として、集中的かつ計画的な支援を実施。

なお、個別補助事業の創設に伴い、以下の内容が拡充。

事業	これまでの補助対象	個別補助事業の創設に伴い 拡充される補助対象
河川 メンテナンス事業	・河川管理施設(ダム関連施設を除く)の長寿命化計画に基づく老朽化対策等 ・機械設備及び電気設備の年点検	—
ダム メンテナンス事業	・ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の長寿命化計画に基づく老朽化対策	・機械設備及び電気通信設備の年点検
砂防 メンテナンス事業	・砂防関係施設の既存不適格対策等	・砂防関係施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策
海岸 メンテナンス事業	・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策 ・老朽化調査	—

インフラ長寿命化に向けた計画

【体系(イメージ)】



【インフラ長寿命化計画(行動計画)】

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針(対象施設の現状と課題/維持管理・更新コストの見通し/必要施策に係る取組の方向性等)

【個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)】

施設毎のメンテナンスサイクルの実実施計画(対策の優先順位の考え方/個別施設の状態等/対策内容と時期/対策費用等)

下水道事業における脱炭素化の推進

- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業等を集中的に支援するため、下水道脱炭素化推進事業(個別補助)を創設
- 下水道事業のグリーン化を推進するため、技術開発からアドバイザー派遣制度による案件発掘・形成、脱炭素化に資する施設整備まで一体的に支援することにより、下水道事業の脱炭素化を加速

背景・課題

- バイオマス資源としての下水汚泥の有効活用による創エネの取組推進による、カーボンニュートラルに対する更なる貢献への期待
- グリーン社会の実現に向けて、下水道インフラの電力使用量や温室効果ガス排出量削減の更なる推進が必要

内容

- 技術開発、案件発掘(アドバイザー派遣)から、実現可能性調査、施設整備までを一体的に支援
- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N₂O)対策を集中的に支援する下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)を創設し、下水道事業の脱炭素化を加速

技術開発

下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)

- 革新的な創エネ・省エネ技術の現地実証

案件発掘

アドバイザー派遣制度(行政部費)

- 下水汚泥や地域バイオマスを活用した創エネ事業等の実施可能性のある地方公共団体に専門家等を派遣し、案件発掘

案件形成

実現可能性調査支援(交付金、下水道事業調査費等)

- 地方公共団体のFSを支援し、案件形成を促進

施設整備

下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)*

※令和4年度創設

- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N₂O)対策を集中的に支援

創エネ事業

汚泥消化・バイオガス発電



汚泥消化タンク



バイオガス



バイオガス発電

固形燃料化

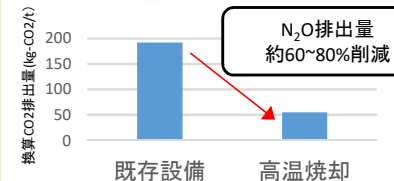


一酸化二窒素対策

汚泥焼却の高度化



高温焼却システム



N₂O排出量削減イメージ

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

90億円

○ かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、地域の特色を活かした魅力的な地域づくりによる地方活性化を推進。

かわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出

地域活性化に貢献する「まちと水辺が融合した良好な空間形成(かわまちづくり)」を推進。

整備イメージ

新住宅団地整備
(民間)

散策路・植栽
(市)

管理用通路
(国)

賑わいの
拠点整備
(市)

道と川
の駅

親水護岸
(国)

水辺整備
(国・市)



道と川の駅「花ロードえにわ」 農畜産物直売所「かのな」

スマートタウンふれる恵み野

<参考>地域のニーズに対応した河川空間の活用

支援対象の拡充や河川占用許可期間の延長等により、予算制度以外においても、河川空間を賢く使い、賑わいのある水辺空間の形成するための取組を支援し、地域活性化に貢献。

占用主体の種類	占用許可期間
公共性・公益性を有する者	10年以内
営業活動を行う事業者等 <small>※平成23年度より追加</small>	10年以内 <small>※平成28年度より期間を延長</small>

河川を基軸とした生態系ネットワークの形成

豊かで多様な自然環境の保全・再生を行うとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワークを形成し、地域活性化・観光振興にも貢献。

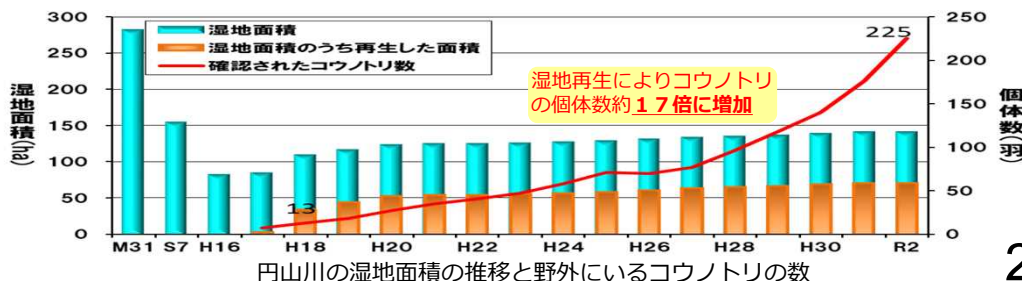
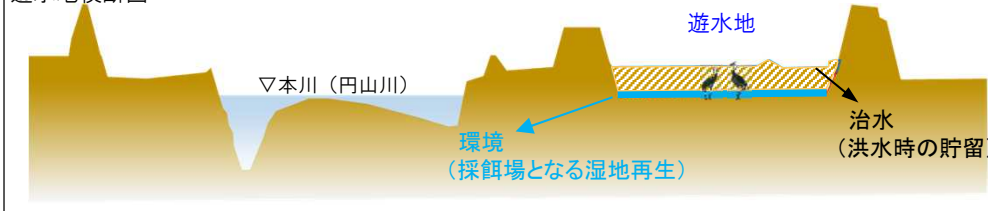


コウノトリの
生息環境の再生



水際ヨシ原の再生

遊水地横断面図



汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上

- 汚水処理施設の概成に向け、下水道整備推進重点化事業を拡充し、下水道整備の加速化を図る市町村を交付対象に追加
- 広域化・共同化を更に推進するため、下水道広域化推進総合事業を拡充し、下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合の交付要件を緩和

背景・課題

- 汚水処理施設の概成 (R8年度末時点で汚水処理人口普及率95%) に向け、残り5年間で更なる加速化が必要
- 持続可能な事業運営の観点から、R4年度末までに各都道府県が広域化・共同化計画を策定し、取組みを推進することとされているものの、行政界・事業間を越える広域化・共同化の推進に向けて、更なる支援が必要

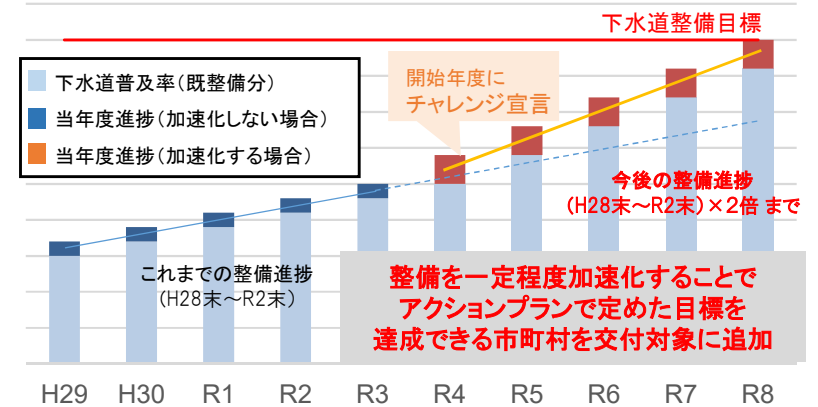
内容

○ 下水道整備推進重点化事業の拡充

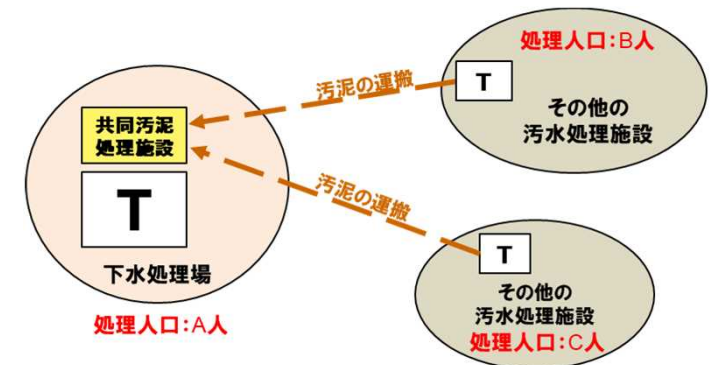
- ・ 下水道整備を加速化することによりアクションプランで定めた目標を達成可能な市町村を対象に、汚水管に係る交付対象範囲を拡充

○ 下水道広域化推進総合事業の拡充

- ・ 下水道以外の汚水処理施設と共同で処理を行う場合の要件を、「下水道事業の処理人口等が対象地域において最大である場合」に変更



下水道整備推進重点化事業の拡充イメージ



A、B、Cのうち、Aが最大の場合は交付対象

下水道広域化推進総合事業の拡充イメージ

7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進

- 都道府県等による盛土の総点検を踏まえ、砂防指定地内等における地方公共団体が行う盛土の安全性把握のための詳細調査や、行為者等による是正措置を基本としつつ、盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事への支援事業を創設。

<静岡県熱海市で発生した土石流災害について>

- ・ 梅雨前線による大雨に伴い、令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生。
- ・ 逢初川の上流部標高約390m地点で発生した崩壊が土石流化し、下流で甚大な被害が発生。



静岡県熱海市における災害発生状況

<盛土の総点検について>

- ・ 令和3年7月の静岡県熱海市における災害を受けて、8月11日に都道府県に対し、関係府省の連名にて総点検を依頼。
- ・ 令和3年11月末時点で全国約3.6万箇所の子検対象のうち、約2.8万箇所(約8割)について目視等による点検完了の報告。
- ・ 年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了見込み。
- ・ 行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行うこととしており、「災害危険性の高い盛土(砂防指定地内等を含む)」について対応できるよう措置。



盛土総点検実施状況

盛土緊急対策事業の創設

防災・安全交付金事業のうち都市防災推進事業を拡充して盛土緊急対策事業を創設し、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域を対象に、盛土の撤去事業と盛土の崩落対策事業、および盛土の安全性把握調査等を支援する。

○安全性把握調査について

総点検を踏まえ、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるものについて、令和6年度までに実施するものを支援する。

○対策工事について

以下の要件に該当する盛土について、盛土の撤去事業、盛土の崩落対策事業を支援する。

- ・ 総点検又は総点検を踏まえた安全性把握調査等により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの
- ・ 勧告、命令等の行政指導が行われているもの
- ・ 行為者等が対応困難な場合で、行為者等に対して求償を行うもの(行為者等が確知できない場合を除く)



盛土の撤去工事のイメージ

8. 行政経費

9億円

○水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策に資する取組等を推進する。

例) TEC-FORCE[※]の体制強化のための民間人材の育成・確保

※TEC-FORCE(Technical Emergency Control FORCE): 緊急災害対策派遣隊

【背景・課題】

- ・南海トラフ地震等の大規模自然災害に対し、所管施設の点検・応急対応を進めつつ被災自治体を支援するには、TEC-FORCEの現有勢力を増強する必要がある。
- ・地方公共団体の土木系職員が少ないことに加え、自治体単位では災害を経験する機会は少なく、市町村では災害対応能力の弱体化が懸念される。

【取組内容】

- ・民間人材がTEC-FORCEの活動支援に必要な技術等を習得できるよう、人材育成プログラムを企画立案・実施するとともに、民間人材とTEC-FORCEが協働で被災状況調査等を行う仕組みを構築する。

- ・民間の人材に対し、TEC-FORCEの活動支援に必要な技術や知識を習得できる人材育成プログラムを企画立案・実施。
- ・民間人材がTEC-FORCEに同行し、被災状況調査等を実施。

(イメージ)



- 被災地方公共団体での災害応急対応が円滑に進み、被災地の早急な復旧・復興が実現可能となる。

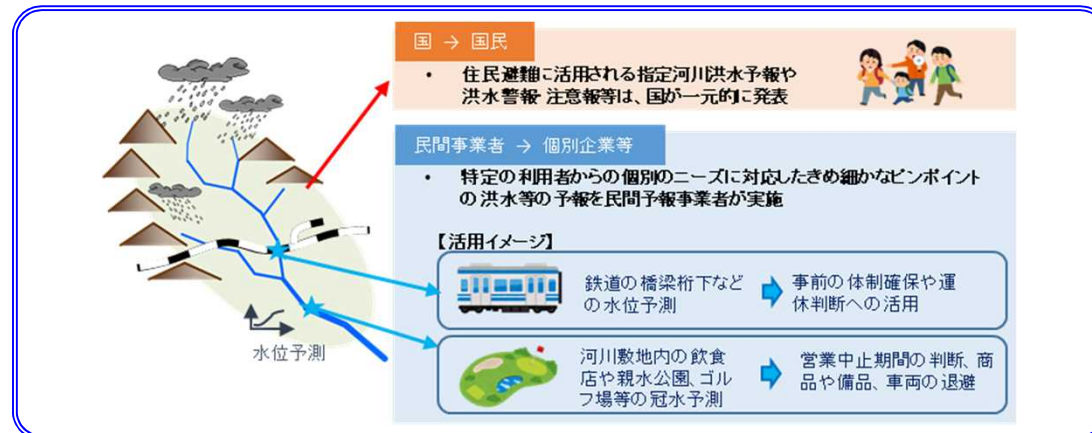
例) 民間が行う洪水の予報業務の許可に係る審査方法に関する検討経費

【背景・課題】

- ・洪水等の予報は、防災との関連が強いことに加えて、インフラの整備・運用状況や、その時々々の河川の状態等の様々な要因の影響を受けるため、民間事業者が適確な予測を行うことが困難であるとされてきたが、技術開発の進展により解消されつつある。
- ・局所的な予報など、国等では対応しきれない多様なニーズが生まれており、民間事業者が行う洪水の予報業務の許可の実現のために、審査基準や審査方法の検討など審査体制構築が急務となっている。

【取組内容】

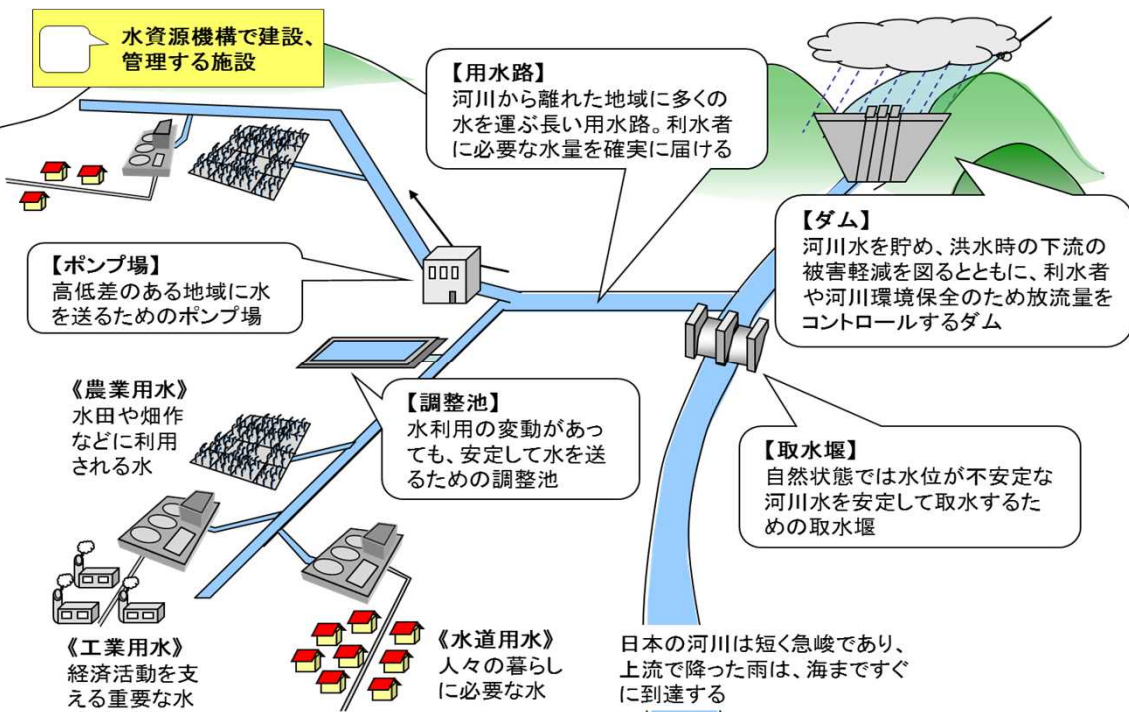
- ・民間事業者が行う洪水の予報業務の許可に係る審査基準等の案を作成する。



- 局所的な予報など、国等の予報の空間や時間を埋めるきめ細かい予報を行うことにより、多様なニーズへの情報提供が可能となる。

9. 独立行政法人水資源機構

- 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川)において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。
- これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融资による資金供給を行う。



水資源機構の業務

(国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業(※)を実施)

○令和4年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)
建設事業及び 管理業務	55,101	46,153	1.19

国土交通省所管事業のほか、左記3省所管事業(※)の予算を含む。

○令和4年度独立行政法人水資源機構財政投融资計画総括表

(単位：百万円)

区 分	令和4年度 (A)	前年度 (B)	倍 率 (A/B)
建設事業	1,400	1,000	1.40

上記のほか、財投機関債70億円(前年度50億円)がある。

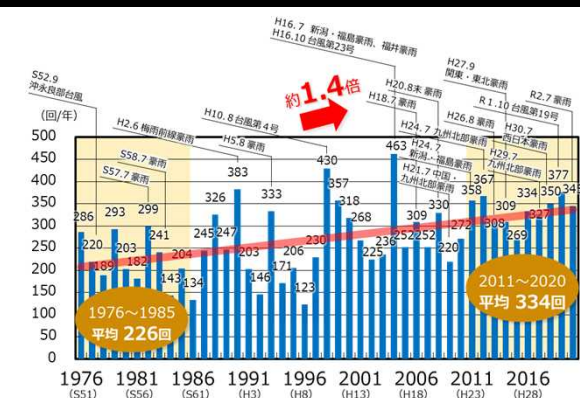
参考

- 気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進 . . . P33
- 流域治水プロジェクトの充実 . . . P34
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号） . . . P35
- あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進 . . . P36
- 気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更（新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系） . . . P39
- 大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化 . . . P40
- 近年の世界各国における水災害の発生状況 . . . P41
- 令和元年水害統計調査の被害額（確報値）及び令和2年水害統計調査の被害額（暫定値）について . . . P42
- 第4回アジア・太平洋水サミット（熊本市） . . . P43
- 公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長 . . . P44
- 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進 . . . P45
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標 . . . P46
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」 . . . P47
- 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方 . . . P49
- 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表 . . . P50
- 公共事業関係費（政府全体）の推移 . . . P52
- 水管理・国土保全局関係予算の推移 . . . P53

【参考】気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進

- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、気候変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されている。
- 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
 - ・ 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
 - ・ 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、本格的に現場レベルでの取組を開始するとともに、「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を同年内に整備。
 - ・ ハード整備の長期計画である河川整備基本方針について、温暖化の影響をあらかじめ見込んだ見直しを行い、治水対策を強化。

短時間強雨の発生回数が増加

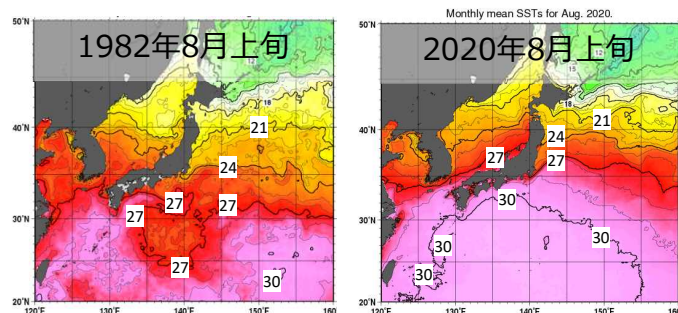


時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加
(約30年前の約1.4倍)

※気象庁資料より作成

海面平均水温の上昇

日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向
2019年までの100年間で約0.9~1.5度上昇



一般的には台風は海面水温が26~27℃以上の海域で発生するといわれており、海面水温が高いほど、台風はより強くなる。

※台風の発生・発達には海面水温以外にも大気の状態も重要な要因であり、海面水温が高いだけでは台風の発生・発達につながりません。

出典：気象庁HPより（一部加筆）

「流域治水」への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策
 - ・ 治水ダムの建設
 - ・ 河道掘削、引堤 等
- ② 被害対象を減少させるための対策
 - ・ 土地利用規制、誘導、移転促進 等
- ③ 被害の軽減、早期復旧
 - ・ 復興のための対策
 - ・ 水害リスク情報の空白地帯解消
 - ・ 長期予測の技術開発
 - ・ 排水門等の整備、排水強化 等

令和3年3月に全国109の一級水系と12の二級水系において、「流域治水プロジェクト」を策定・公表

流域治水関連法の整備

「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備。
令和3年11月までに関連する全ての法律が施行(P35参照)され、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化。

【参考】流域治水プロジェクトの充実

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末



あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

流域治水の根幹を支える
河川改修事業やダム事業の加速化

事業効果・進捗の見える化

全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

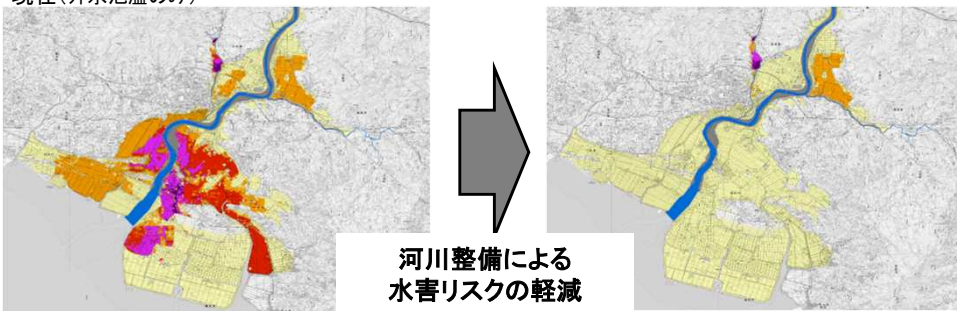
※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すと同時に、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実）

現在（外水氾濫のみ）

整備後（外水氾濫のみ）



河川整備による
水害リスクの軽減

高頻度 (1/10) 中・高頻度 (1/30) 中頻度 (1/50) 低頻度 (1/100) 想定最大規模

上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

整備効果の見える化のイメージ

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

あらゆる関係者の協働による
ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ積極的に取り組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定）

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～

<p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備</p>	<p>農地・農業用施設の活用</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>	<p>山地の保水機能向上 および 土砂・流木災害対策</p>
<p>立地適正化計画における 防災指針の作成</p>	<p>水害リスク情報の提供</p>	<p>高齢者等避難の 実効性の確保</p>	

【参考】特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

(令和3年7月15日施行:河川法、防災集団移転特別措置法、水防法等、令和3年11月1日施行:特定都市河川法、下水道法等)

背景・必要性

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化

◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)

- 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設(※予算・税制)
- 下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応した**ハザードマップ**の作成を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・助告**によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加



流域治水のイメージ

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進（農林水産省との連携による水田貯留の推進）

- 流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した一級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。
- 水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り組みを推進。

- 水田貯留の取組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程度や影響範囲等は変化。
- 効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

- 持続可能で効果的な運用や追加的な対策の検討に向け、農林水産省と連携して**効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の向上・実装**に取り組む。

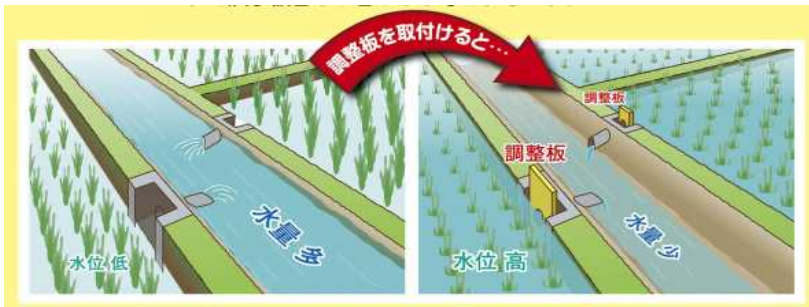
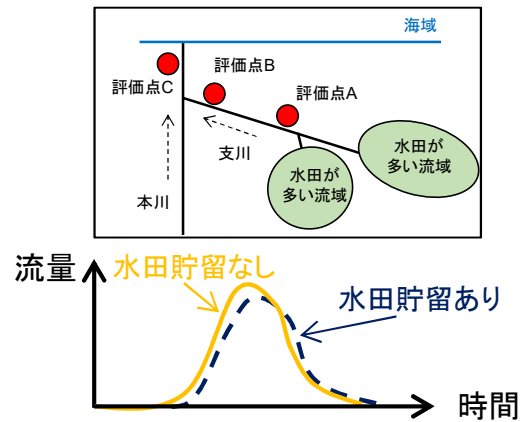


イラスト:新潟県ウェブサイト

<水田貯留のイメージ>



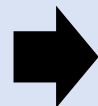
<水田貯留の効果検討のイメージ>

参考:農林水産省の取組
 <スマート田んぼダム実証事業>



- 水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において、自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限により、防災上の効果を実証

- 水田貯留の効果の定量化・可視化
- 水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装

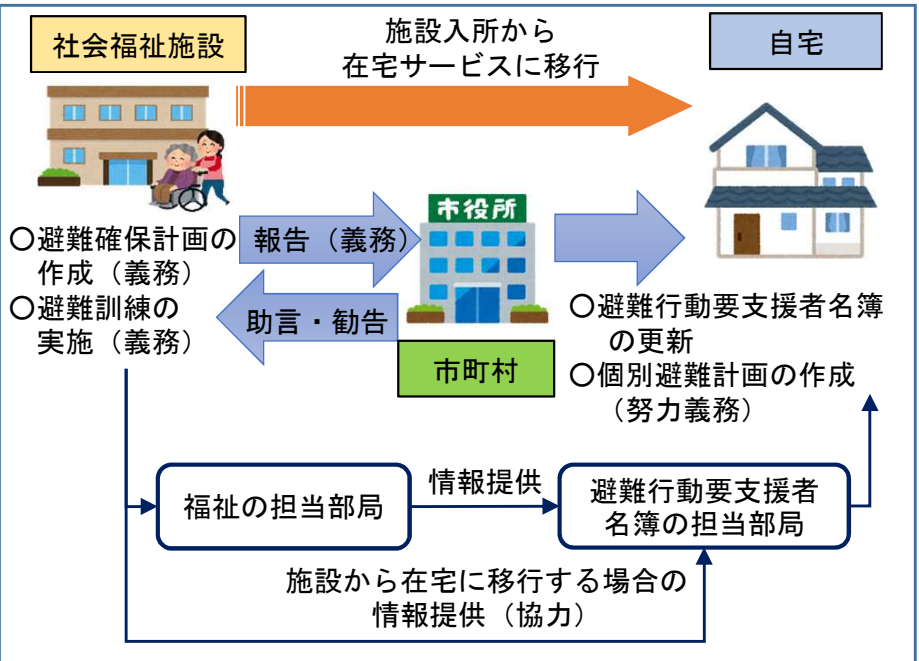
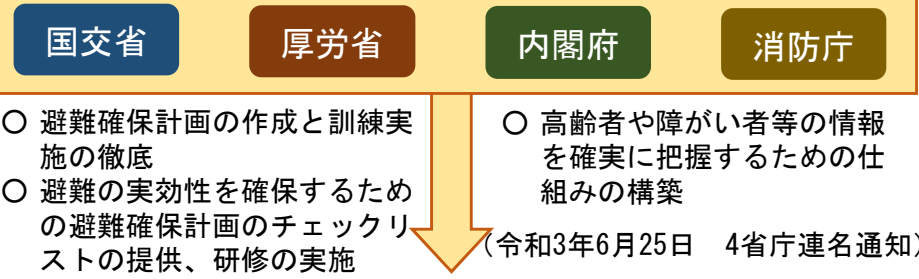


全国における水田の貯留機能向上の取組みを推進

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保)

- 社会福祉施設における避難の実効性の確保を関係省庁(厚労省、内閣府、消防庁)と連携して取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障がい者等に対する切れ目のない避難支援を実施。
- 具体的には、「高齢者施設等の避難確保に関する検討会」で「避難確保計画の作成・活用の手引き」等を作成し、技術的支援を強化。
- 国交省において高齢者施設等を災害リスクの低い場所に誘導するとともに、厚労省において災害レッドゾーンにおける高齢者施設の新設を原則補助対象外とする措置を実施。また、「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」を開催し、あらゆる主体を対象とした水災害リスク情報の提供のあり方を検討。
- 厚労省において既存の高齢者施設を対象とした垂直避難のための設備設置等に対する財政支援を実施。

厚労省、内閣府、消防庁との連携による高齢者等の避難の実効性の確保



災害リスクの低い場所へ的高齢者施設等の誘導

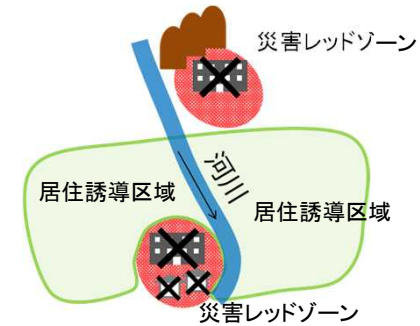
国交省

災害レッドゾーンにおける開発許可の規制強化等

- 都市計画区域内の**災害レッドゾーン※1**について居住誘導区域から原則除外するとともに、**高齢者施設等の自己業務用施設※2の開発を原則禁止**

浸水被害防止区域の創設(特定都市河川)

- 浸水被害防止区域においては、**住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制**とし安全性を事前確認



※1 災害レッドゾーン

- ・浸水被害防止区域
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

※2 自己業務用施設

- ・病院
- ・社会福祉施設(高齢者施設、障がい者施設等)
- ・ホテル
- ・自社オフィス 等

厚労省

連携

高齢者施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど的高齢者施設について、**災害レッドゾーン※1**における**新規整備を補助対象から原則除外**
- <厚労省にてR3年度から運用開始>

厚労省

既存の高齢者施設における垂直避難のための設備設置の支援

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による支援

垂直避難のためのスペースやエレベータ、スロープ等の設置のための改修等



【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(高潮災害等に対する備え・復旧の強化)

- 近年、水災害が激甚化・頻発化しており、今後も、気候変動による気温・海水温の上昇等により、沿岸部の施設被災リスクや浸水被害リスクの増加が予測される。
- 高潮災害等から再度災害防止を図るため、地域一体で改良復旧事業の効果が発現されるよう、被災した河川堤防や海岸堤防等の所管に関わらず、自治体内の部局間や施設管理者間の連携の取組を推進。

【連携強化の取組】

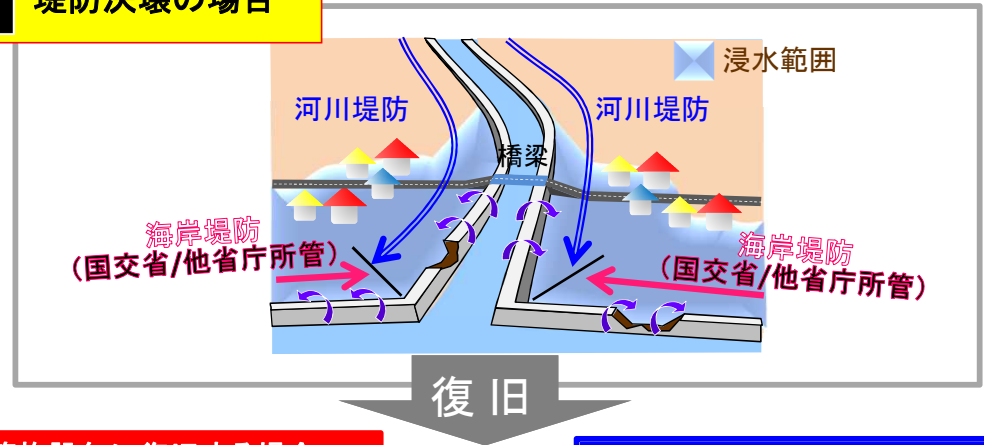
- 複数の部局・施設管理者に跨る改良復旧事業の計画検討に際し、一部の事業のみ実施しても被災地域一体での再度災害防止の効果が得られない場合

⇒他の改良復旧事業との連携が重要なため、申請前の部局間・管理者間での情報共有や事前協議の実施を促すことにより、連携した申請・採択となるよう関係者間の連携を強化。

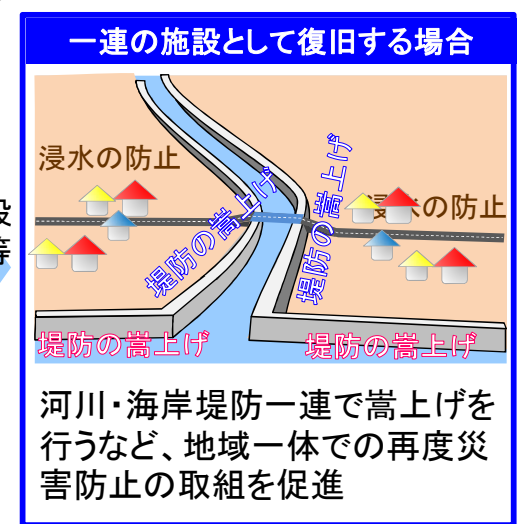
自治体内の部局間、施設管理者間の連携を促進させ、地域一体での再度災害防止を図る。



高潮による越水・堤防決壊の場合



復旧



複数の施設管理者間で連携した改良復旧

【参考】気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更(新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系)

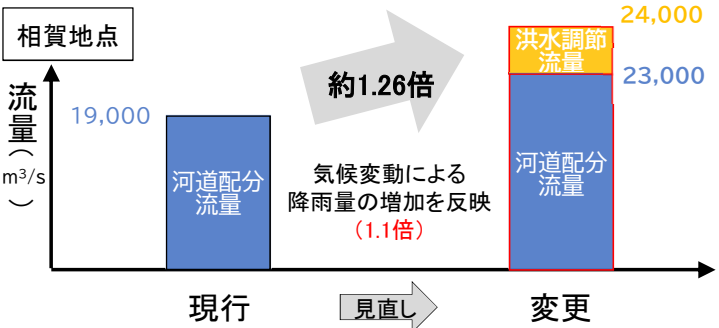
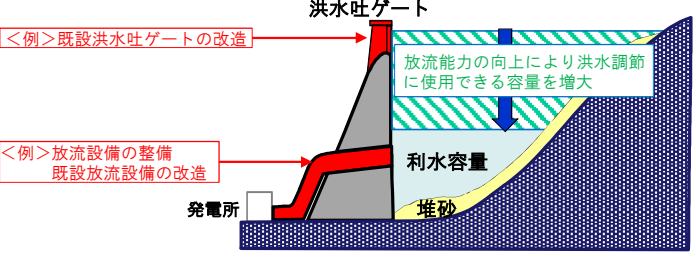
- 河川整備基本方針のピーク流量を上回る洪水が発生した3水系について、河川整備基本方針(以下、「方針」という。)の見直しを実施。令和4年以降、他水系の方針についても順次見直しを実施。
- 見直しに当たっては、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、基本高水を超えるような規模の洪水に対しても氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川等を整備することを記載。
- 加えて、流域治水の観点から踏まえ、あらゆる関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組を支援することを記載。

<新宮川水系(令和3年10月15日変更)>

- ・利水ダム群の治水への活用
- ・濁水対策の強化
- ・河道掘削の強化と掘削土の地域防災対策への活用
- ・土地利用と一体となった輪中堤の整備・保全

利水ダムの活用等による洪水調節の強化

- ・降雨予測技術向上による確実な容量確保、確保された容量を効率的に活用する操作ルールへの変更、放流設備の改造等を行い洪水調整機能を強化



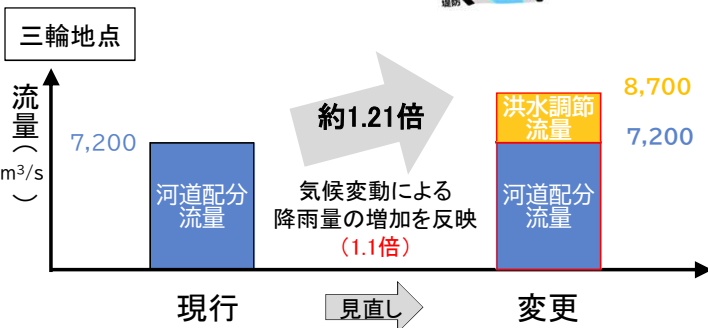
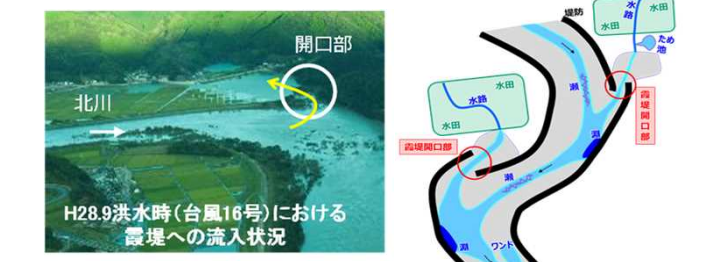
※基準地点相賀における 河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

<五ヶ瀬川水系(令和3年10月15日変更)>

- ・アユの産卵場保全等を考慮した河川整備
- ・霞堤の整備・保全
- ・河川整備と一体となったまちづくりの推進

霞堤の整備・保全

- ・支川(北川)では、従来からの遊水機能を有している霞堤の保全と持続的管理及び水勢などを減じる河畔林の保全、関係機関や地域住民と連携した土地利用の調整や宅地の高上げ等を実施



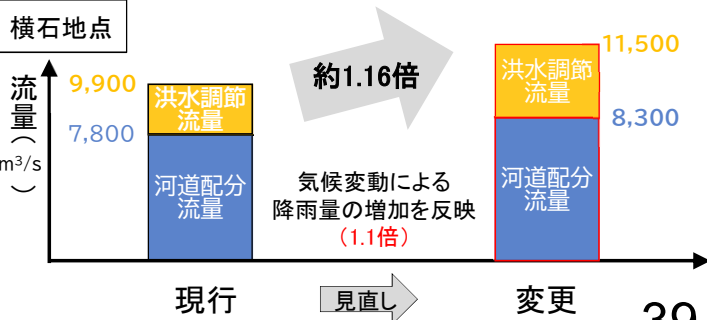
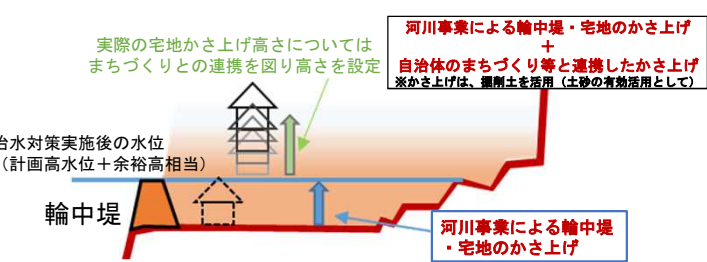
※基準地点三輪における河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

<球磨川水系(令和3年12月17日変更)>

- ・令和2年7月豪雨のような基本高水を上回る規模の洪水への対応
- ・地域の宝である清流を積極的に保全
- ・流域治水に主体的に参画する人材の育成

まちづくりと連携した河川整備

- ・中流部においては、集落全体をかさ上げし、その後家屋やインフラ等含む生活基盤をまちづくり等と連携して再構築を実施するとともに、河川事業とまちづくり等と連携して、輪中堤・宅地かさ上げを実施



※基準地点横石における河川の整備の基本となる洪水規模1/100は維持

【参考】大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応のための体制の強化

<TEC-FORCE※による災害対応>

※TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE) : 緊急災害対策派遣隊

○大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。

○TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

○南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和3年4月には隊員数を約15,000人に増強(創設当初約2,500人)。ドローン等のICT技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。

TEC-FORCEの活動内容

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査



「ほくりく号」による千曲川上空の浸水調査

【令和元年 東日本台風】
(長野県長野市上空)

Ku-SAT※による監視体制強化



【令和3年7月1日からの大雨】
(静岡県熱海市)

※Ku-SAT: 衛星小型画像伝送装置

被災状況の把握



【令和2年7月豪雨】
(熊本県錦町)

自治体への技術的助言



【令和元年8月の前線に伴う大雨】
(佐賀県大町町)

市町村へのリエゾン派遣



【平成27年 口永良部島の火山活動】
(鹿児島県屋久島町)

捜索活動への技術的助言



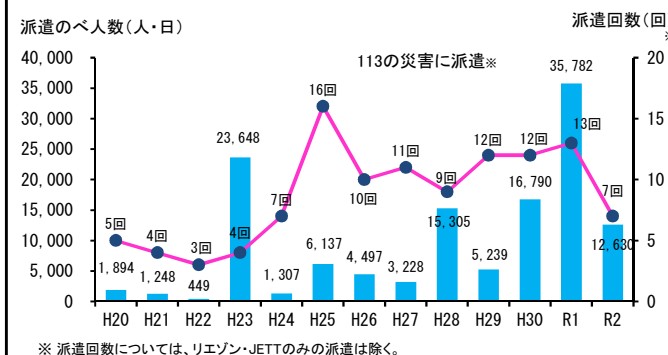
【平成28年 熊本地震】
(熊本県南阿蘇村)

排水ポンプ車による緊急排水



【平成30年7月豪雨】
(岡山県倉敷市真備町)

派遣実績



<地方整備局等の体制強化>

地方整備局・北海道開発局の定員について、大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化への対応等のため、135人を増員

【参考】近年の世界各国における水災害の発生状況

○ 近年、世界各国においても水害が激甚化している中、日本においては、2019年に発生した台風19号及び15号による経済損失がその年の世界の経済損失における1位、2位を記録。

ドイツ・ベルギー(2021年7月)



Credit: Thomas Lohnes/Getty Images News/Getty Images

豪雨によりドイツのラインラント・プファルツ州等及びベルギーで住宅倒壊を伴う洪水が発生。**死者はドイツ205人、ベルギー43人。**

イタリア(ベネチア) (2019年11月)

大雨と記録的高潮が続き、ベネチアの80%が浸水。**死者2人。**

中国(2021年7月)



写真: 新華社/アフロ

河南省で「1000年に1度」とされる豪雨による洪水が発生。**死者302人。**

アメリカ(2017年8月-9月)

8月25日、ハリケーン「ハービー」がテキサス州に上陸。米国等で**死者107人。**

9月10日にはハリケーン「イルマ」がフロリダ半島南部に上陸。**死者134人。**

アメリカ(2012年10月)

29日20時頃、ハリケーン「サンディ」が米国ニュージャージー州に上陸。米国等で**死者147人、800万世帯**に及ぶ大規模な停電が発生。

プエルトリコ (2017年9月)

米自治領プエルトリコがハリケーン「マリア」に襲われ、壊滅的被害を受けた。**死者2,975人。**

インド(2021年7月)



写真: AP/アフロ

インド西部で発生したモンスーンの大雨により洪水、地滑りが発生。**死者213人、行方不明者8人。**

インド(2018年8月-10月)

モンスーンの大雨によりケララ州の広範囲で1924年以来の大規模洪水が発生。主要ダムは放流を迫られた。**死者417人。**

タイ(2011年9月-12月)

タイ北中部において継続的な降雨により洪水被害が発生。7月下旬以降**死者815人。**日系企業にも大きな影響。

フィリピン(2013年11月)

フィリピン中部に台風「Haiyan(ハイエン)」が上陸。**死者・行方不明者が合計約7,400人。**住宅被害は**約114万戸**に及んだ。

<近年の自然災害による経済損失額>

2019年

月日	国/地域	事象	死者数	経済損失 (米百万ドル)
10/12-13	日本	台風19号(ハギビス)	90	17,000
9/9	日本	台風15号(ファクサイ)	5	9,100
6/14-8	中国、台湾、日本、マレーシア	台風9号(レキマー)	89	8,100
8/1-26	インド	洪水	424	7,000
6-7月	中国	洪水	225	6,200

Source: ©2020 Munich Re, GeoRisks Research NatCatSERVICICE, As of January 2020

2018年

月日	国/地域	事象	死者数	経済損失 (米百万ドル)
8/25-11	アメリカ	山火事(キャンプファイヤ)	86	16,500
10/8-10	アメリカ、キューバ	ハリケーン・マイケル	45	16,000
9/10-27	アメリカ	ハリケーン・フローレンス	53	14,000
9/1-6	日本、台湾	台風21号(チェービー)	17	12,500
7/5-9	日本	洪水、地すべり	224	9,500

(1) U.S. losses include the loss estimation based on Property Claim Services (PCS)

Source: ©2019 Munich Geo Risk Research, NatCatSERVICICE, As of March 2019

【参考】令和元年水害統計調査の被害額(確報値)及び令和2年水害統計調査の被害額(暫定値)について

- 国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。
- 令和元年の水害被害額(確報値)は、全国で約2兆1,800億円となり、平成16年の被害額(約2兆200億円)を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,800億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。

1年間の水害被害額(確報値)

◆全国 **約2兆1,800億円**

統計開始以来最大

〔内訳〕

- ・一般資産等被害額 約1兆6,150億円 (構成比74.1%)
- ・公共土木施設被害額 約5,342億円 (構成比24.5%)
- ・公益事業等被害額 約307億円 (構成比 1.4%)
- 計 約2兆1,800億円

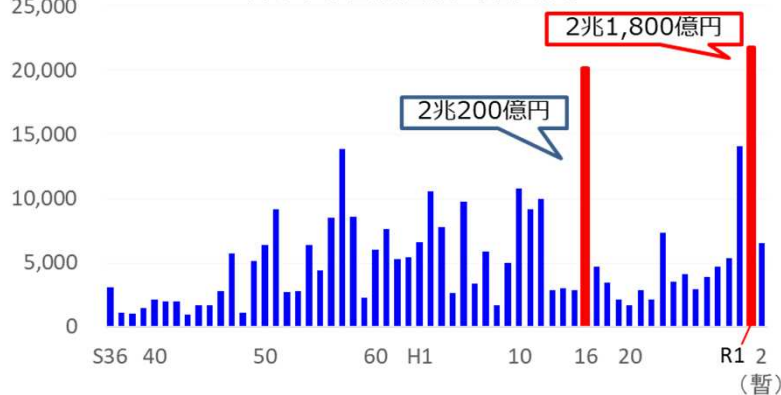
<参考> これまでの最大被害額 平成16年の被害額 (約2兆200億円)

◆都道府県別の水害被害額上位3県は、以下のとおりです。

- ① 福島県 (水害被害額：約6,823億円)
- ② 栃木県 (水害被害額：約2,610億円)
- ③ 宮城県 (水害被害額：約2,530億円)

(単位：億円)

1年間の水害被害額(名目額)



主要な水害による被害額(確報値)

◆令和元年東日本台風 (被害額：約1兆8,800億円)

(令和元年10月11日～10月15日に生じた台風第19号による被害額)

〔内訳〕

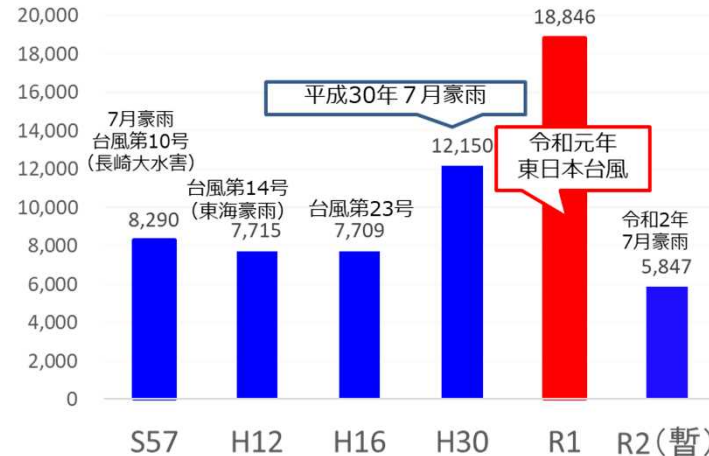
- ・一般資産等被害額 約1兆4,221億円
- ・公共土木施設被害額 約4,350億円
- ・公益事業等被害額 約275億円

<参考> これまでの最大被害額

平成30年7月豪雨による被害額 (約1兆2,150億円)

津波以外の単一の水害による水害被害額(名目額)

(単位：億円)



統計開始以来最大



【参考】第4回アジア・太平洋水サミット(熊本市)

- ◆ サミットの目的 : アジア太平洋地域の各国首脳級を含むハイレベルを対象とし、水問題に対する認識を深め、具体的な行動を促す。

◆ 第4回サミットの開催趣旨 :

- 「持続可能な発展のための水～実践と継承～」というテーマの下での、各国首脳級を含むハイレベルによる議論の成果は、SDGsの達成に大きく寄与。
- 我が国の質の高いインフラ海外展開を通じて世界の水問題の解決に貢献。
- 開催地の熊本市では、地下水の保全など健全な水循環の観点から優れた取組を行っていること、2016年の熊本地震からの復旧・復興が進捗していることから、熊本市でサミットが開催されることは有意義。

- ◆ 日程 : 2022年(令和4年)4月23日(土)～24日(日)

- ◆ 会場 : 熊本城ホール(熊本県熊本市)

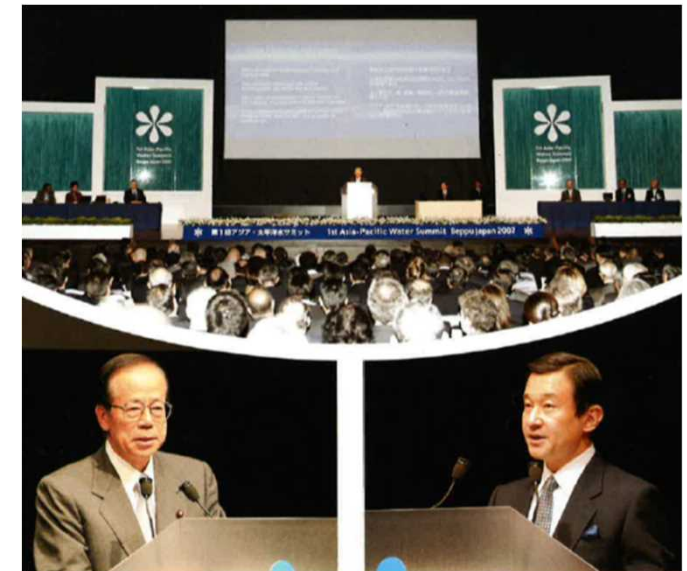
- ◆ 主催者 : アジア・太平洋水フォーラム及び 熊本市

※アジア・太平洋水フォーラムは、日本主導で設立したアジア・太平洋地域の水問題に取り組むネットワーク組織
※関係省庁が協力することを2019年3月26日に閣議了解

- ◆ 開催経緯 : 過去3回開催し、開催国の首脳や各国首脳・閣僚が参加

※第1回は2007年に大分県別府市で開催。以降、第2回は2013年(タイ・チェンマイ)、第3回は2017年(ミャンマー・ヤンゴン)で開催。

第1回アジア・太平洋水サミット
(2007年大分県別府市)



福田総理大臣(当時)

皇太子殿下(当時)

【参考】公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長

総務省による措置

○ 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業に「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加し、事業期間を5年間延長。

【事業期間】

令和4年度～令和8年度(5年間)

【地方財政措置】

充当率:90% / 交付税措置率:財政力に応じて30～50%

【事業費】

5,800億円(令和3年度:4,800億円)

【対象事業】

インフラ長寿命化計画等に基づき、実施する地方単独事業

○ 河川、海岸、砂防等の施設における老朽化対策を実施

<対策のイメージ>



河川・海岸における老朽化した施設(水門等)の改修



砂防における老朽化した施設(堰堤)の改修

○ 令和4年度より「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加

<対策のイメージ>



ダム管理用通路の改修(塗装)



放流設備の改修(塗装、水密ゴム交換)



【参考】水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進

- カーボンニュートラル社会の実現を目指し、再生可能エネルギーを一層促進する必要がある。
- このため、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」での議論も踏まえ、2030年、2050年の水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標とロードマップを順次策定※。政府として、水循環政策において水力・太陽光・バイオガス・バイオマスの3つの発電で2030年までに7億kWhを上回る導入を目指す。 ※直近では令和3年12月に公表
- 国土交通省においては、所管する河川・ダム・下水道施設における再生可能エネルギーの導入促進に向けて取組を進める。

水力発電

●最新の気象予測技術を活用したダムの運用改善

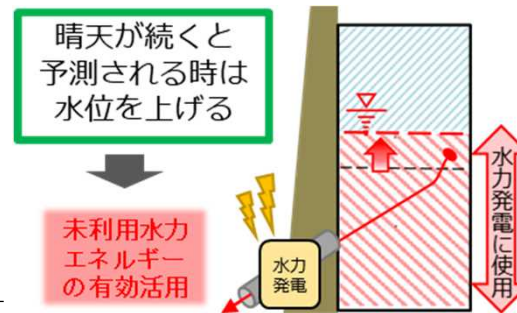
- 最新の気象予測を活用してダムの貯水位を運用することで、未利用の水力エネルギーの活用を推進する。

<2030年までに72ダムで、まずは運用改善に取り組む>

(例)

- 多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障のない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流。
- ダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流量の補給等を目的に、非洪水期にダムの洪水調節容量内に一時的に貯留し、放流時に発電にも活用。

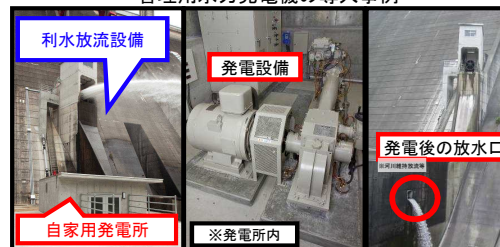
※雨が予測された場合は、速やかにダムの水位を低下。



※洪水調節容量内に貯留した水を発電に活用

●ダムの河川維持放流等を活用した管理用水力発電の導入

管理用水力発電機の導入事例



- 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムのうち、発電利用されていないダムについて、管理用水力発電の導入を推進。 **<2030年までに約2800万kWh増(2021年度比)>**

バイオマス・バイオガス発電

●下水汚泥を活用した発電

- 下水汚泥を有効活用したバイオガス発電を実施。 **<2030年までに約13000万kWh増(2018年度比)>**



太陽光発電

●下水道施設等への太陽光パネルの設置の促進

- 下水道における水処理施設の上部空間に発電設備を導入。 **<2030年までに約19000万kWh増(2018年度比)>**

【参考】防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 中長期の目標

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

○流域治水対策(河川)

関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。

○流域治水対策(下水道)

雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。

○流域治水対策(砂防)

地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。

○流域治水対策(海岸)

災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。

○流域治水対策(下水道)

耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

○河川管理施設の老朽化対策

予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。

○河川管理施設の高度化・効率化対策

老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。

○ダム管理施設の老朽化対策

老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。

○砂防関係施設の長寿命化対策

健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。

○海岸保全施設の老朽化対策

事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。

○下水道施設の老朽化対策

老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

○河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

排水機場、水門、樋門・樋管(無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の遠隔操作化を完了する。

○河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施やダムの貯水水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

【参考】「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(水管理・国土保全局関係主要部分抜粋)

IV. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靱化の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火山災害等から国民の生命・財産・暮らしを守るため、防災・減災、国土強靱化の取組を強化していくことは喫緊の課題である。また、高度経済成長期以降に集中的に整備された我が国のインフラは、国民の安全・安心な社会経済活動の基盤でもあり、将来にわたってその役割を果たすべく、大胆な老朽化対策を講じる必要がある。

引き続き、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」等の人命・財産の被害を防止・最小化するための対策や、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支えるための対策を講ずるとともに、予防保全の考え方に基づく老朽化対策に取り組む。また、インフラ部門のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や、線状降水帯の早期の予測開始に向けた整備の前倒し・観測体制の強化、災害関連情報の収集・集積・伝達の高度化といった防災技術の向上等、国土強靱化を円滑・効率的に進めるための取組を加速する。これらの対策に加え、本年7月及び8月に発生した大雨による浸水災害・土砂災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進する。

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進(河川、下水、砂防、海岸、森林・治山、農業水利施設等の整備、水田の貯留機能向上、ダム的事前放流・堆砂対策の実施等)(農林水産省、国土交通省)
- ・情報通信、エネルギー、上下水道等のライフラインの耐災害性の強化(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、空港、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策(文部科学省、農林水産省、国土交通省)
- ・3次元モデル、カメラ画像等を活用したインフラの整備、管理などデジタル化の推進(国土交通省)
- ・盛土による災害の防止(農林水産省、国土交通省、環境省)

2. 自然災害からの復旧・復興の加速

また、本年2月に発生した福島県沖を震源とする地震、7月及び8月に発生した大雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建や復旧・復興、8月の海底火山噴火に伴う軽石漂着による被害への迅速かつ多面的な対応についても、全力で取り組む。(中略) また、被災したインフラや病院・学校等の公共施設等について、速やかに本格的な復旧を図る。

- ・河川、道路、鉄道等の災害復旧(国土交通省)

【参考】「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(水管理・国土保全局関係主要部分抜粋)

Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略

イ 国民のライフスタイル転換と企業の低炭素化支援等

我が国の温室効果ガス排出の約6割は家計関連であり、国民のライフスタイルの脱炭素化に向けた転換が重要である。このため、環境配慮行動へポイントを発行する企業や地域の取組を後押しする。また、断熱リフォーム支援や木造住宅の整備支援などZEH・ZEB33等の取組を促進する。さらに、省エネルギー基準の適合義務化など住宅・建築物分野における脱炭素化に資する法案の次期国会提出を目指すとともに、住宅ローン減税のあり方やリフォーム税制の拡充・延長等について、令和4年度税制改正において結論を得る。あわせて、脱炭素化に資するまちづくりを推進する。

企業の低炭素化に向け、エネルギー多消費型産業における石炭火力自家発電の燃料転換や製鉄用設備の低炭素化等を支援する。また、海事・港湾・空港・鉄道等の分野における脱炭素化を推進する。加えて、我が国のグリーン国際金融センターとしての機能向上に取り組むとともに、AETI34を通じた、アンモニア、水素などのゼロエミッション火力への転換やCOP2635における取組に率先して対応すべく、国際的な気候資金動員への貢献を行う。

・海事・港湾・空港・鉄道等の分野におけるカーボンニュートラルの推進<財政投融资を含む>(国土交通省)

③ 地方活性化に向けた積極的投資

イ 観光立国の復活

(前略)

さらに、来るべきインバウンドの回復に備え、反転攻勢の基盤を構築するため、訪日外国人旅行者の受入環境を整備するとともに、空港・港湾など広域交通拠点にアクセスする道路ネットワークや地域交通の安定的確保に資するインフラを整備し、国立公園の利用環境の整備を含む自然環境を活かした地方活性化に取り組む。空港等の分野では、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。

(後略)

・地域観光等の拠点や多様な世代の集いの場を創出するコンパクトでウォーカブルなまちづくり等の実現(国土交通省)

【参考】社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方

河川事業

【防災・安全交付金】

① 長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を実施している河川において、近年の浸水被害に対応するための集中的な河川改修

(注)「河川及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き」(H30.3)に定められた堤防及び河道について「堤防及び河道の長寿命化計画記載内容イメージ」の記載事項(以下のi～iv)が記載されていることを要件とする。

- i 維持管理方針及び点検計画(方法)
- ii 長寿命化対策方針及び各河川単位の計画図・一覧表、
- iii 維持管理の年間計画
- iv 各河川単位の維持管理・更新等に係るコスト

② 「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業

③ 大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策

④ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h安心プラン」に位置付けられ、下水道部局などと連携して実施する事業

(注)①～④については国土強靱化地域計画等に位置付けられた事業^{※1}であることを要件とする。
 ※1 国土強靱化地域計画に河川事業の実施に関する記載があり、かつ、河川整備計画に位置付けられている事業(ただし、事業実施にあたって個別計画を作成する②及び④については、令和4年度末までに国土強靱化地域計画を策定する見込みを確認できればよいこととする)

(注)なお②については上記事業のなかでも特に重点配分を行うこととする。

(注)①～④については流域治水プロジェクトが策定・公表された水系で実施される事業であることを要件とする。

砂防事業

【防災・安全交付金】

① 重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場・支所が保全対象に含まれる箇所における土砂災害対策事業

(注)①については国土強靱化地域計画等に位置付けられた事業[※]であることを要件とする
 ※国土強靱化地域計画に砂防事業の実施に関する記載があり、かつ、全体計画などの個別計画等に位置付けられている事業。

海岸事業

【防災・安全交付金】

① 南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において地震・津波対策に資する海岸堤防等の整備

(注)堤防、胸壁、護岸の耐震対策を行う事業については、耐震調査により耐震対策の必要性の有無が確認済であること、また、整備計画等に耐震調査結果や背後地の状況等を踏まえた事業の優先順位が記載されていることを要件とする。

(注)数十年から百数十年に1回程度発生する津波(レベル1津波)高より低い堤防等を整備する事業については、避難対策や浸水を考慮したまちづくりに関して法定計画等に示されていることを要件とする。

(注)国土強靱化地域計画に基づく事業^{※1}であることを要件とする
 ※1 国土強靱化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業

<特に重点配分を行う事業>

上記のうち、津波災害警戒区域等の指定^{※2}地域において実施する海岸堤防等の整備

※2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定

② 津波災害警戒区域等の指定[※]地域において実施する海岸堤防等の整備

※ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定

下水道事業

【社会資本整備総合交付金】

① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業(汚水処理施設整備が概成していない団体に限る)

② PPP/PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

【防災・安全交付金】

① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限り)

② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設の地震対策
 ・下水道総合地震対策事業
 ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保

③ 温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業

・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築

[参考] 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費			備 考
	令 和 4 年 度 (A)	前 年 度 (B)	対 前 年 度 率 (A/B)	令 和 4 年 度 (C)	前 年 度 (D)	対 前 年 度 率 (C/D)	
治 山 治 水	979,268	943,232	1.04	865,427	845,791	1.02	1. 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業に係る経費については、次頁の令和4年度水管理・国土保全局関係予算総括表（東日本大震災復興特別会計）に掲載している。 2. 本表には、個別補助化に伴う増分33,100百万円を含む。 3. 国費の〈〉書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分（令和4年度2,200百万円、前年度1,700百万円）を含む。 4. 本表のほか、 (1) 委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費として令和4年度30,012百万円、前年度24,530百万円 (2) 国有特許発明補償費として令和4年度0百万円、前年度0百万円 (3) 行政経費（国費937百万円） (4) 省全体で社会資本整備総合交付金581,731百万円、防災・安全交付金815,570百万円がある。 5. 前年度はデジタル庁一括計上分6,100百万円を一般公共事業から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、国費970,667百万円である。 6. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。
治 水	959,381	927,293	1.03	848,413	830,843	1.02	
海 岸	19,887	15,939	1.25	17,014	14,948	1.14	
住宅都市環境整備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00	
都市環境整備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00	
下水道	117,282	83,328	1.41	61,359	43,659	1.41	
一般公共事業計	1,121,424	1,051,434	1.07	951,660	914,324	1.04	
災害復旧等	64,001	62,577	1.02	<52,653> 50,453	<51,943> 50,243	<1.01> 1.00	
災害復旧	39,568	40,276	0.98	32,840	34,315	0.96	
災害関連	24,433	22,301	1.10	17,613	15,928	1.11	
合 計	1,185,425	1,114,011	1.06	1,002,113	964,567	1.04	

[参考] 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

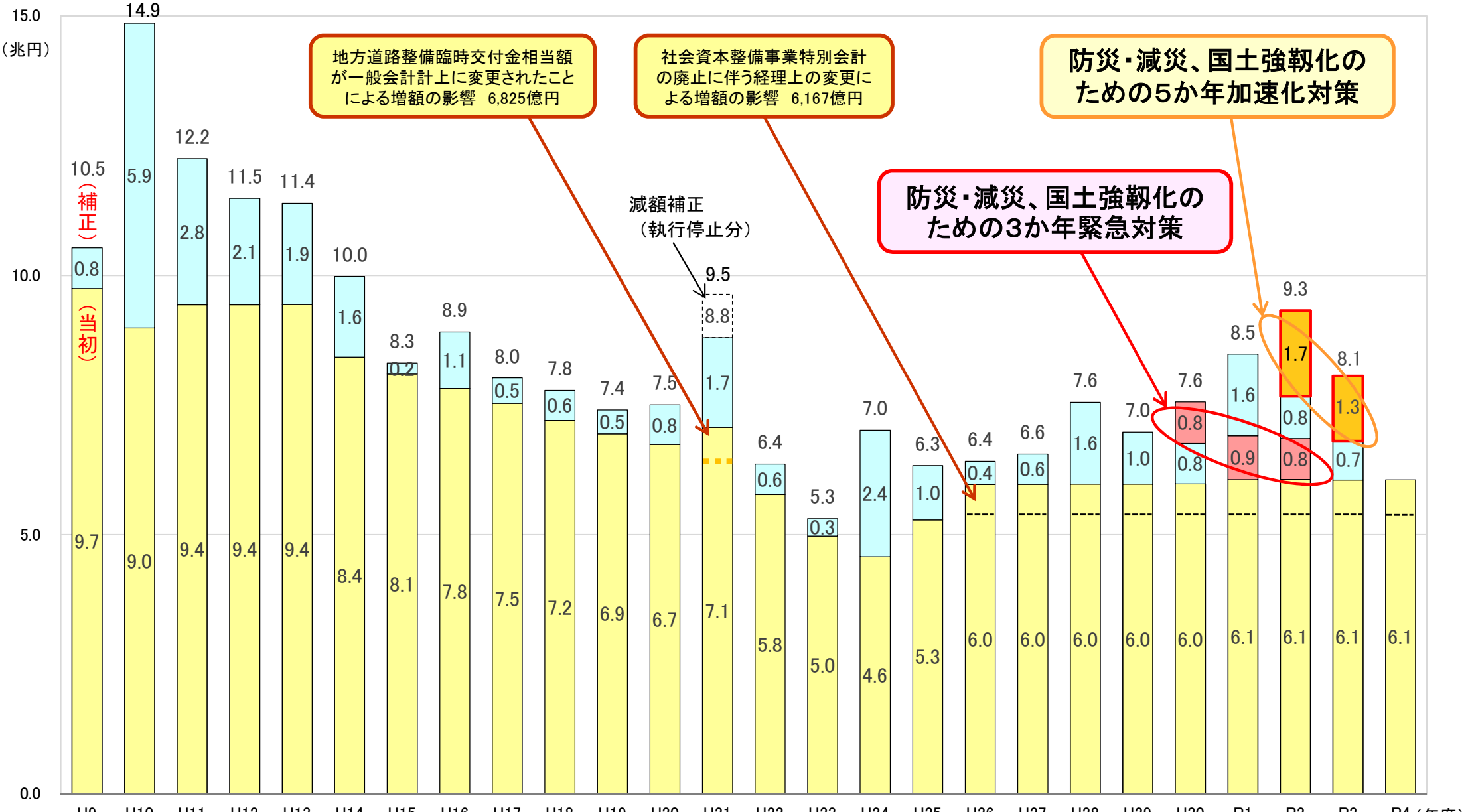
(東日本大震災復興特別会計)

単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費		
	令 和 4 年 度 (A)	前 年 度 (B)	対 前 年 度 率 (A/B)	令 和 4 年 度 (C)	前 年 度 (D)	対 前 年 度 率 (C/D)
災 害 復 旧 等	4,312	8,932	0.48	4,095	7,433	0.55
災 害 復 旧	4,312	8,932	0.48	4,086	7,433	0.55
災 害 関 連	-	-	-	9	-	-
公 共 事 業 関 係 計	4,312	8,932	0.48	4,095	7,433	0.55

1. 上記計数のほか、社会資本総合整備（復興）（国費103百万円〔省全体〕）がある。
2. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

【参考】公共事業関係費(政府全体)の推移

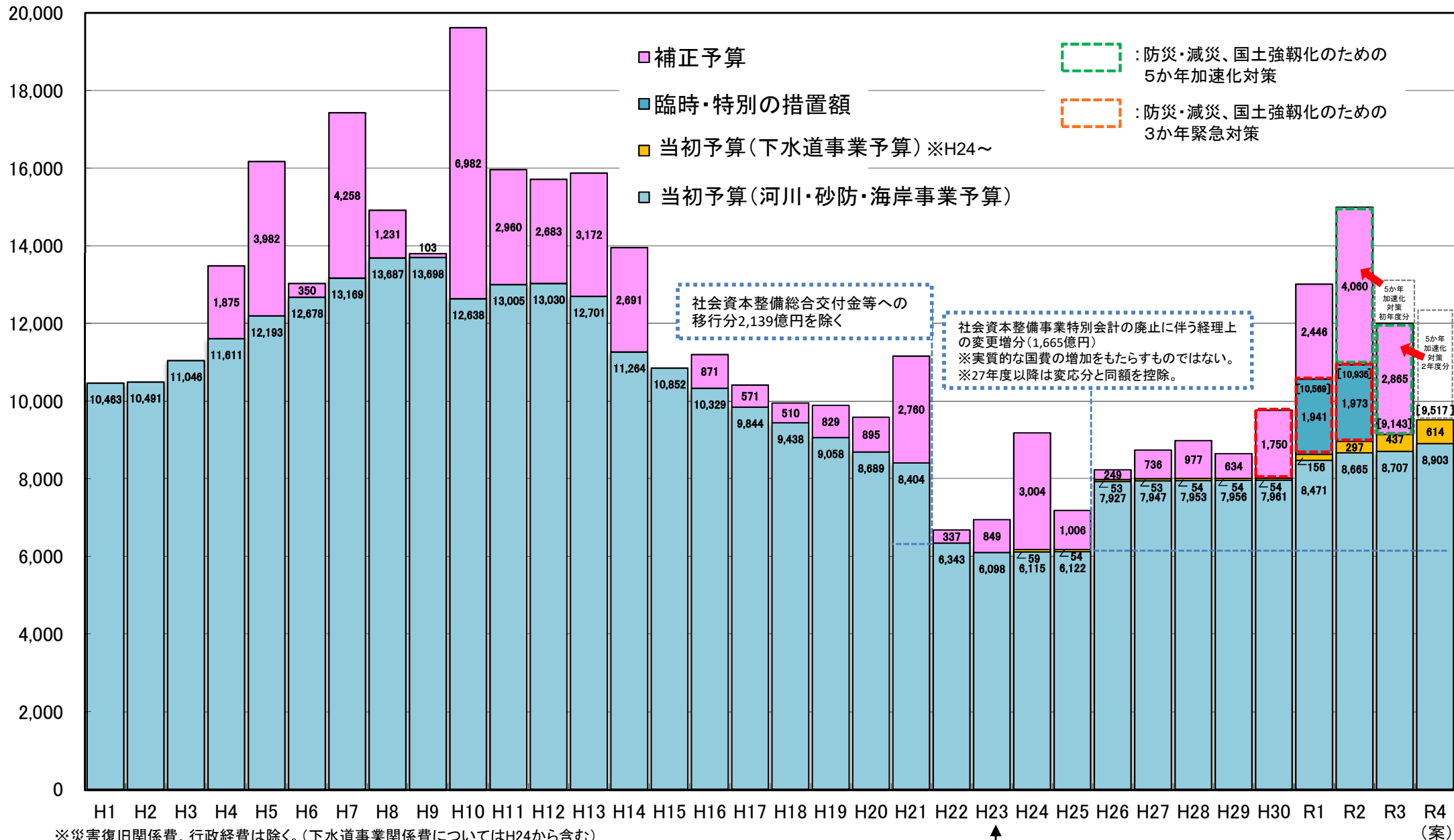


※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 ※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 ※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度及び2年度分は、それぞれ令和2年度及び令和3年度の補正予算により措置されている。
 ※ 令和3年度予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。

【参考】水管理・国土保全局関係予算の推移

(億円)

※[]は下水道事業予算、臨時・特別の措置を含めた水管理国土保全局関係の当初予算の計



※災害復旧関係費、行政経費は除く。(下水道事業関係費についてはH24から含む)

※H22以降については、他に社会資本整備総合交付金等がある。

※R1の当初予算については個別補助事業化に伴う増分506億円、消費税率の引上げに伴う影響額を含む

R2の当初予算については個別補助事業化に伴う増分324億円、R3当初予算については個別補助事業化に伴う増分226億円、R4当初予算については個別補助事業化に伴う増分331億円を含む

※R3当初予算以降については、デジタル庁一括計上分経費を除く。

H23.7 水管理・国土保全局に改組

リスク情報を自ら取得して、 着実な避難を実施することが重要です!

日頃から

「マイ・タイムライン」を作ろう!

8割以上の方が、「マイ・タイムライン」の有効性を実感*。
一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)を作って、
災害を「我がこと」として考えることが重要です!

*マイ・タイムラインかんたん検討ガイドより



逃げキット



マイ・タイムライン
かんたん検討ガイド



「ハザードマップポータルサイト」で 災害リスクを確認!

洪水や土砂災害、津波、道路防災情報など、
水害のおそれがある場所を地図で表示します。

ハザードマップ
ポータルサイト



「逃げなきゃコール」を事前に登録!

離れた場所でも、家族など大切な人の防災情報を
プッシュ通知で受け取ることができます。

逃げなきゃコール



大雨の時

「川の防災情報」でレーダ雨量、 河川水位、カメラ画像などをチェック!

大雨の時に必要となる川の情報を
リアルタイムで確認することができます。

川の防災情報



地点登録で
簡単アクセス!

避難の時

非常時には早めの避難を!

避難指示など行政が発信する情報のタイミングで避難!
非常時には、ためらわずに行動することが大切です。



「逃げなきゃコール」で家族の避難を後押し!

あなたの一声が大切な人を災害から守ることにつながります。